

ネット社会における没場所性と家庭教育

平 良 直¹⁾

Placelessness in the Internet Society and Home Education

This paper examines the features of internet society in contemporary Japan, and how we can deal with internet-related issues at home in a rapidly changing society. One of the salient features of cyberspace and information communication in the modern world is the placelessness, which means to have no distance and no place, but anybody can access anywhere and contact anybody. We can acquire a kind of power by accomplishing the ubiquitous society. This kind of power can be useful but dangerous if it was used carelessly. What should parents keep in mind in the era of Information and Communication Technology? Are there any ethical standards or principles of internet society which are different from ordinary morals or ethics in our society? We examine some cases of internet affairs and moral issues. Parents are urged to check the internet security so that children cannot be involved in affairs. Also their attitude at home in the ICT society should be re-examined.

1. はじめに—ネット社会の現状

インターネットの普及により、情報をめぐる特権的立場にあったさまざまな既存の権威がますます揺らいでいる。情報を発信する側であった既存マス・メディアなどはその発信内容が批判・吟味され、あるいはその立場性が暴露されたりする。新聞の社会欄や政治欄の記事はしばしば世論の形成に一役買ってきたが、もはやその役割はひと時代前の状況であり、現在ではネットでの情報がその担い手役となりつつある。2014年2月に行われた東京都知事選においてそれほど得票できないと思われていた対外強硬論的保守派の候補が20代だけをとりとみると首位当選者と互角の得票数だったことがその一例である。

2012年末の衆議院選挙では民主党政権への批判的意志表示および内外状況がその批判を後押しする形で自民党の圧勝という結果になったが、自

民の圧勝の要因はインターネットが果たした世論形成の力も保守勢力の伸長の大きな要因であったとする見方もある。

いわゆる「ネトウヨ」「ネット保守」と称される不特定多数の反マス・メディア勢力を形成するネット上の言説は一見荒唐無稽で、落書きのようなものと見られがちであるが、かならずしも彼・彼女らの立場が根拠のない思い込みによるものではなく、ネット上の情報がそのよりどころとなって成立している。たとえば、TPPを巡る反対論者の意見や動画、YouTubeでの大メディアに対するデモ、「チャンネル桜」などの保守派の言論番組などがその情報元になっている。そのような情報には「ネトウヨ」以外にも触れるのであり、その影響は測定することはできないが世論形成の大きな要因になっていることは確かであろう。3.11後、特に原発事故以降、既得権益と結び付いたマス・メディアの権威が失墜し、必要な情報は自身でネットにおいて獲得していかなければならないという意識が広がりつつあるなか、なかば強迫神

1) 八洲学園大学准教授

経症的に（ある観点からすれば偏った）情報収集が行われ、情報が増幅されていく¹。「ネット世論」と呼ばれることもあるネットによって媒介されるある種のリアリティは既存の権力も無視できない「力」となってきた。先の衆院解散後の党首討論も既存の大メディアよりも先に「ニコニコ動画」サイトで開催されたことから、その影響力が大きくなっていることがわかる。

ネットによる情報のグローバル化による変化があまりに急速なため今後どのような状況をもたらすのか予測が困難であることはインターネットが普及し始めた1990年代ごろから言われてきたが、2000年以降状況が進展した現在でもそれがもたらす変容について結論的なことが提示されるにはいたっていない²。とはいえ、ネット上のソーシャルメディアが社会変動・変容にあたえる影響は大きく、近年の「アラブの春」といわれるチュニジア、エジプトなどの民主化運動、また中国のネット普及による世論形成の動向に見られるように確実に社会を変容（変動）させる大きな力となっていることは確かである。

上記のようなネットの普及と社会と人々の意識の変容という俯瞰的な社会状況と、家庭教育がどのように関連するのかわかるかもしれない。しかしながら、「ネット空間（社会）」は一時期イメージされていたようなある種の閉じられたコミュニケーション空間ではなく、現代の「社会」イメージの主体を形成するまでになってきており、いわば、「ネット社会」＝「社会」という状況が進展しつつある。しばしば、ネットはバーチャル、オフラインが現実という捉え方がなされてきたが、このような二分法はむしろ現状を正しく把握することを阻害しているのではないかとさえ思われる。

親が家庭にあって子どもたちにこのように社会が変容してきている中でどのような家庭教育を行っていくかということを考えておくことは重要なことである³。とはいえ、上で述べてきたような問題を認識したとしても、ネット社会と家庭、および家庭教育ということについてなに

をどう対応すべきなのかということを焦点化することはそれほど容易ではない。高度情報化社会の構築・整備は国をあげて取り組まれており、社会全体がネット社会化に向けて加速している。この社会全体の傾向を後に戻すことはできないであろう。社会全体の問題であるゆえ、その恩恵と問題点は様々であり、また多岐にわたっており問題点に対する具体的対処法はそれぞれにあることになる。例えば、メールのやり取りのトラブル防止、ネガティブ情報に溢れる掲示板への対応、ネット犯罪に巻き込まれない対策などはそれぞれに具体的な対処法が確立されてきている。しかし、これらの対処法も重要であるが家庭教育においてネット社会における種々の危険や問題への個々の対応を身につける前にこのネット社会の特質をよく認識することが優先されるべきではないかと考える。

本稿では、情報通信革命がもたらした状況が我々の意識や社会にどのような変化をもたらしたかをいくつかの観点から考察し、ネット社会といわれる現在の状況をどのように把握することができるということを中心に検討したい。考察は、我々がどのような時代にあるのかということ踏まえ、ネット社会の特性、その特徴である没場所性について検討し、家庭教育において親がどのように対応することが重要なのかについて考察する。

2. 新しい力の獲得としてのネット社会

産業革命が可能にした生産効率の飛躍的増大は人間社会に計り知れない影響を及ぼした。その延長としてある科学技術の発達ヒト・モノ・カネ、そして情報のモビリティを加速させ、グローバル化という状況をもたらしている。技術の革新がもたらす社会変化を受け入れるかどうかというまにすでに巻き込まれているのが現状である。ここ十数年の情報通信技術の発展、展開はめざましく、特にインターネットはビジネスで成果を上げるには欠かせないものになっており、個人の生活様式さえ変化させる要因になってきていることは現在

の我々の置かれた状況を顧みればよく分かる。たとえば、私自身が所属している八洲学園大学はインターネットを通じて全ての授業を行い、一度も大学に来ることなく卒業することができるようになっている。一昔前までは想像できなかった状況である。このような変化は、それを可能にする技術革新の担い手によってもたらされていることはいうまでもないことであるが、その技術を利用する我々自身もまた情報化社会を促進する重要な担い手になっていることも確かである。

情報技術の発展による情報化社会の到来は農業革命や産業革命に次ぐ、第三の革命と言われる。われわれはいつの間にかこの「革命」の担い手となり、参与しているわけであるが、この「革命的な社会変化」に対応する準備は十分できているだろうか。また、このような変化の後に生まれた世代は溢れる情報の被害を受けないような情報の取捨ができていだろうか。いくつかの「革命」は人間がある種の力を獲得してきた歴史である。そして、通常の人間の能力を超えて、技術を媒介としてモビリティや生産を飛躍的に増大させてきた歴史である。ときにその力の獲得は他者を殺す能力さえも増大させ、近代兵器によるメガ・デスをも可能にした⁴。

情報通信技術の「革命」もまたある種の「力」の獲得であるといえることができる。何度も指摘されてきたことであり、平板な言い方になってしまうが、インターネットをはじめとした情報技術のその力の獲得によってもたらされた便利さの裏には、使い方に無頓着であれば、危険性もまたあることを我々は再度認識すべきである。この感を強くするのは、個人の陰口や誹謗中傷などが匿名で行われたり、無責任な発言などが書き込まれたりする掲示板など、「聞かないほうが良い情報」が多すぎるからである。特定の個人や国籍、集団に属する人に対しての誹謗や、なかには「死ね！」という言葉が書き込まれているサイトがある。このような情報は悪質な怪文書の類であるともいえるが、通常の情報と横並びに存在することもまま

ある状況となっている。

通常の生活では面と向って人に「死ね！」という場面に出くわすことはそうめったにないだろう。街のなかを歩いていて、見知らぬ人どうしが「お前キモイ！」とか言い合っていたり、どこからともなく自分に対して「お前ウザイんだよ」と罵倒したりする声が聞こえてくる。あるいは、道ですれちがう人がこちらをちらっと見て、心の中でつぶやいた声や想念が声になって聞こえてくる。「お前〇〇な顔しているな」と。あたかもホラー映画の一場面のようなものである。このような通常の生活空間で聞くことがない発言が「聞こえる」ことがネット空間では日常化している。非常に危険な状態である。

このような悪しき言葉が飛び交い、自分を取り巻く他者から自分が憎悪の対象として見られる状況に置かれれば人は強迫神経症的になるだろう。総てが自分に向けられた言葉ではなくとも、いつそれが自分を攻撃してくるか分からない不安に駆り立てられる。実際、「学校裏サイト」などはこのようなことが起っている。多くの人がネットを利用するなかでこのような状況が常態的に続けば社会全体が脅迫神経症化してしまうのではないだろうか。

こんな不安に駆られるのは、この「通常聞かないはずものが聞こえる状態」の常態化が、一種の「幻聴」を体験する状態と通じるところがあるからである。筆者の専門は宗教学であるが、このような状況が宗教現象としてのシャーマンの幻聴体験を思い出させるからである。幻聴は統合失調の病やシャーマンが成巫過程で体験されるものであるが、この幻聴がひどくなると日常生活に支障をきたすようになるといわれる。日常のリアリティが保てなくなるともいわれる。シャーマンの成巫過程に見られるいわゆる「巫病」では、幻聴や幻覚は、心身の苦痛を伴い、その体験によっていったん自己がバラバラに崩壊し、神霊や先祖の声などによる召命体験を経て、新たな人格として再統合がなされて巫者となる。幻聴による既存の

リアリティの崩壊を再統合できない状態が統合失調としての病となる。幻聴は自己の日常のリアリティを崩壊させる危険性があるのである。このような幻聴を経験する人は多くはない。しかしながら、「通常聞こえないはずのものが聞こえる状態」が常態化する形で、この幻聴体験を、擬似的かもしれないが、情報化社会のなかで多くの人が体験する状況ができてしまっているともいえるのである。

ネット上の悪口や他者の誹謗をこのように例えるのはやや大げさに思えるかもしれないが、多感な年代にある子どもが、このような他者の憎悪の言葉にさらされることを想像すると上記の比喩は必ずしも大げさではない。事実、しばしば報告されるネット通信をとしたいじめが原因で自殺へと至るケースが後を絶たない。

ネット社会といわれる現在の状況に対応する術として様々なリテラシー教育が必要であることがいわれてきた。メディア・リテラシーがその一つである。ネットの普及にともなって児童や若年層から大量の情報を浴びることになっており早期のメディア・リテラシー教育の必要性が指摘されている。メディア・リテラシー、すなわち情報メディアの特質を熟知したうえで必要な情報を取り出すことや、真偽を判別し活用するという能力をつけさせる機会が学校教育においてあることは望ましいところであるが、学校教育だけで対応できるものではないだろう。情報に関する様々なリテラシーを身につけさせる教育が学校教育において充実していくことは必要であることはいうまでもないことである。学校に任せきりにせず、家庭にあって親がこのような問題にどのような意識を持ち、対応するかということはさらに重要であると考える。

3. 没場所化したコミュニケーション空間

これまでなかった技術の発見は、しばしば我々がその技術をどのように使うのかという問題を惹起させてきた。医療における生命操作の技術

の進展もその事例である。これまでなかった技術とどのように向き合うかという問題は倫理的問題として議論されてきている。通信技術の飛躍的進展において生じる倫理的問題を探求する領域、もしくは、人間社会における「情報」の倫理的探求としての情報倫理がある。情報倫理（学）の領域における厚い蓄積があることは了解しているが、本稿の目的に即してここではネットの顕著な特質に注目して考察してみたい。

経済のグローバル化、大量生産、物流や人間のモビリティの増大は様々な世界にある場所性が失われていく過程でもあった。そのような状況下、地理学者のエドワード・レルフは多様であった様々な場所の意味や場所性は画一化と文脈の剥奪による没場所性（placelessness）が出現したと指摘した⁵。レルフの指摘は地理学的な景観との関連から提示された概念だが、ネット社会をイメージするときその風景はまさにこの没場所化された我々のコミュニケーション空間の在り方そのままである。地域のコミュニティ崩壊もまた文字通りの没場所化の結果であったが、この没（脱）場所化したコミュニケーション空間（場所）の出現がネット社会の特質でもある。没場所化した空間という表現は、言葉として矛盾しているように思えるが、コミュニケーションをとっている主体の物理的空間がもつ文脈と場所性がなくなることの意味している。我々はこのネット社会がもたらした没場所性の特質と功罪を十分認識する必要がある。

様々な考察が可能であろうが、さしあたりネット空間のもつ没場所的性質は別の言い方をすれば、場所がもつ他の空間との距離を無にする点にあることを指摘するところから始めるのが適当であろう。ネットにさえつながれば、誰でもだろうが、どこであろうが、どこにでもいける。いまではツイッターと称されるサービスがあり他人の「つぶやき」が行われる口元にまでアクセスさえすればいくことができる。このような没場所化や距離の無化は、ネットの利便性を代表するものであるが、

家庭の空間にネットのチャンネルができることは外界との距離の無化、家という場所の没場所化の契機を生み出すことでもある。

ネット社会のネガティブなイメージにしばしば〈引きこもる青年〉という像が重ね合わせられることがあるが、ネットがもたらす没場所性はいわゆる引きこもる人たちにとってはコミュニケーション空間を提供する重要なチャンネルであると肯定的にとらえる識者もいる⁶。しかしながら、ネットにおける没場所性や距離感のなさ、容易に「他者性の欠如」につながることもである。A.ギデンズによれば、「サイバースペースとは、インターネットを構成する地球規模のコンピュータ・ネットワークが形作る相互行為の空間を意味する。サイバースペースでは、ボードリヤールの主張とほぼ同じように、私たちは、もはや「人間」ではなく、互いのディスプレイ上に示されたメッセージ」であり、身元が明白な電子メールを別にすれば、「インターネット上では、誰も、他の人たちが本当はどういう人なのか、男性なのか女性なのか、世界のどこにいるのかについて確信をもてない」としている⁷。

4. 没場所化の力の反転

ネット社会における距離と場所性の無化は、単なる没場所化ということで利便性のみが獲得されるのではない。ネットの空間では、領域が区切られている物理的空間領域、平たくいえば閉じられたコミュニティではまさにその場限りであった事柄も際限なく開かれた空間の出来事に反転する。ビジネスにおけるネット戦略、何げない個人のブログの炎上、仲間内への発信がもつとなる社会問題化などはネットがもつ特質がもたらすものである。このような没場所化がもたらす空間の際限のない突破は正負の力がその使い方により反転する。ネットにまつわる様々な問題やトラブルは、このサイバースペース上の場所性の無化に無自覚的であることに起因することが少なくない。

ネット社会のもつ没場所的性質はそもそも、情

報技術が進展する過程で積極的に目指されたものであった。没場所化とは、ユビキタス（ubiquitous）社会ということに換言できる。ユビキタスとはラテン語の〈ubi〉（場所、〈where〉）＋〈que〉（強調）「ここにも、あそこにも」を原義とし、「いたるところにある、遍在」という意味である。ここから「いつでも、どこでも、何とでも、誰でも」がコンピュータなどを介してネットワークにつながり、あらゆる時間・場所で人と人、人と物、物と物が繋がることだとされている。情報通信技術の革新がもたらす社会、誰でもがどこでも、何とでも、誰とでも繋がることのできるという社会である。利便性を考えれば夢のような社会であるが、負の側面においても誰とでも何とでもつながることを意味することも考慮にいれる必要がある。

もう少しこのユビキタスな状況を現今のインターネットの主要な特性と合わせてみてみることにしたい。それが負の側面で作用する具体例をみる場合に役立つだろう。

インターネットの特性は*The world's first web published book*によると次のようになる⁸。

・インターネットの主要な特性

- ①地理的拡散 ②堅固な通信手段 ③光速に近い速度 ④全世界的なアクセス ⑤莫大な成長速度 ⑥デジタルの優位性 ⑦言論の自由

・ウェブ空間の特性

- ①使いやすさ ②全世界的なアクセス ③サーチ能力 ④集団のコミュニケーション ⑤共有される空間

・Emailの特性

- ①情報を押し出す技術（push technologies） ②Emailがあなたをまつ ③一対多 ④ほぼ無料

・チャットの特性

- ①リアルタイムのコミュニケーション ②緊急時の援助

これらの諸特徴を筆者なりにまとめると次のようになる。すなわち、①場所拘束性からの解放、②無境界性、③時間制約の解放、④対象制約の解放、⑤即時性、⑥記録性、⑦双方向性などである。こ

これらの特性は、コミュニケーションや情報の発信や取得など、ある目的の達成のためにすべて有効に作用することになるが、悪意のある目的の達成のためにも有効であり、また悪意がなくてもその特性が予期せぬ負の結果をもたらすこともある。

この負の結果についてはいろいろ上げることができるが、さしあたり思い起こされるのが、特に昨年2013年に流行のごとくおこったツイッターでの発信が社会問題化した例であろう。

ホテルのアルバイト従業員が著名人のプライベートでの来客の情報をツイッターで軽口を混ぜて発信し解雇させられた後、ある匿名掲示板で発信者の個人情報がすべてさらされたことや、コンビニエンスストア従業員が猛暑の折、食品が入れてある冷蔵庫に入り、その写真をfacebook上に掲載し、閲覧者が問題視し、いわゆる炎上した末に、その店が閉店に追い込まれるということが起きた。この種のアルバイト従業員が「悪ふざけ」をネット上に投稿し、大問題となるケースが後を絶たない。このような不祥事を起こしてしまった本人たちは、単なる数人の友人に対する悪ふざけや連絡程度の気持ちだったのであろうが、ネットの特質はその意図とは関係なく作動する。限定的な相手にだけ届く設定で発信してなければ無限定に全世界に「対象制約」がない形で発信される。しかも、そのようなネットでの失態は、「記録性」という特質ゆえにそのことの情報がウェブ上に残り続けるのである。

非ネット上のことで考えれば、少人数の悪ふざけや、他者への悪口など、そのようなことが行われる場所や文脈のなかではさほど問題になることはない。たとえば、サラリーマンの居酒屋や公共の喫煙所において、数人で上司への愚痴や職場への不満を吐露することは、その場所性と結び付いた文脈のなかでなされるものであり、居酒屋での酔った人の愚痴や不満を他人が聞き耳を立てることはあっても、自分と関わりのないその人たちを咎めたりすることはない。ほめられたことではないが、そのような光景は日常的にあることである。

しかしながら、ネット上でのそれは、没場所性の負の側面によって、上司がその場にいるような事態と同様の状況を作り出すことになる。

ネットへの情報の発信によるいわゆる炎上や、失態の多くは、このようなネットの特質に無頓着であるか、その特質のもつ強大な力への思慮を欠いたものであることがほとんどである。

この種のいわゆる炎上によるネットの「事故」や「事件」は、その情報を閲覧したものの反応のなかにも問題があるのは確かである。ある種の事例では、いわば、居酒屋での見知らぬサラリーマンの陰口を吹聴して回るもの好きを生みだしているとみるしかない事例もある。

このようなネットの特質を考慮した上で、情報を倫理的問題として扱う上で重要な要素を提示したのとしてリチャード・セヴァーソンの情報倫理の諸原理がある。彼によれば、情報倫理の基本原理は、①知的財産の尊重、②プライバシーの尊重、③公正な説明、④害をなさないこと、であるとしている⁹。上記のネットにおける失態はこのような情報と倫理の問題と照らし合わせると、④の「害をなさない」ことに相当するとみることができる。また炎上の結果として、実名を暴露することは、②の「プライバシーの尊重」を欠いた行為が、いとも簡単に行われることにネットの特質が作用することになる。

その特質が悪意に用いられ、極めて破壊的に作用する事例が起こりだしている。いわゆるリベンジ（復讐）・ポルノ、あるいはサイバー・リベンジと呼ばれるものである。リベンジ・ポルノ、サイバー・リベンジとは、離婚した元配偶者や過去の交際相手などの写真や動画などをネット上に故意に流出させる行為である。米国では以前から問題となっていたが、日本においても同様の問題がすでに起こっている。上記の情報倫理においても問題となるものであり、いやがらせを越え、倫理的問題というよりほぼ犯罪ともいえるものである。現在このような所業を規制する法律の制定が検討されているが、表現の自由との兼ね合いでさまざ

まな議論がなされている。

ネットの特質が持つ力が負の側面で作用する場合のその破壊的な力にどのように対処していくかということは極めてシリアスな問題であり、高度情報通信社会、ユビキタス社会がもたらす負の側面に目をやるとある意味その便利さの裏には極めて緊張に満ちた危うさがあることがわかる。

社会の進歩と豊かさをもたらすはずのユビキタス、「遍在」はその効能が反転すると危険性の遍在ともなる。負の側面をその他あげるとインターネットにおける犯罪では、ワンクリック詐欺、架空請求詐欺、サイバーテロ、児童ポルノ被害、違法行為を助長するコミュニティサイトなどがあり、またその他ウィルスソフト、個人情報の流出、誹謗中傷、ネットいじめ、自殺サイト、匿名性と一般常識から逸脱（厳密には匿名でも個人の同定は可能）した内容の掲示板などである¹⁰。そのほかにもおそらくネットの負の側面として捉えられるものとして、ネットの情報アクセスにおける、キャス・サンスティーンが指摘する情報のデリー・ミー化があげられるだろう（注1参照）。このことは東アジアの現今の政治状況を背景とした特定の国籍をもったものへの差別的言辞が横溢するサイトが無制限に増大していることにみることができる。特定の立場性をもった主張が自己の不安を慰撫し、社会的不満を持つものが他者を非人間化したかたちで対象化し、誹謗中傷のなかで留飲をさげることのなかにみることができる。このようなバランスを欠いた情報の収集の選好はコントロールが不可能である半面、政治的権力に都合よく利用されるような危うさもあることを忘れてはならない。

5. ネット空間の特異性と非ネット社会との関係—悪玉・善玉論を超えて—

ネット空間において、他者を匿名で罵る言葉などに頻繁に接していると我々はその言説空間は「病理的」なのではないかと思ってしまう。「インターネット中毒」などと言う言葉も聞くとさらに

ネット空間の「病理的」なイメージが増幅される。しかしながら、情報通信の病理について論じた諸井克英の指摘によると、「「病理と思えるもの」は実は現実生活の延長線上にあるものではないか」としている。たとえば「ネット不倫」やネットを媒介にした「出会い系サイト」や「性産業」は否定感をともなうて見られるが、非ネット社会でも存在する事柄であることを指摘する。通信手段としてみれば、古典的メディアとしての電話がポケベルとなり、ネットや携帯電話へと移行してきただけであり、それ自体が病理かどうかより、着目すべきは通信手段の身体化であるとしている¹¹。このようなネット社会のコミュニケーション空間は非ネット社会の映しであるという観点は家庭教育の現場において我々がどのような態度でネット社会に対応するべきか、という点で示唆的である。

実際、情報倫理の研究領域での議論において、インターネット特有の倫理なるものは存在するかということについて、ネットの特質によって引き起こされやすい問題があるのはたしかであるが、それがネットでしかあり得ない事柄であるということは少なく、犯罪に相当するものは非ネット社会においても同様であり、またネチケットやコミュニケーション上のルールやマナーなども現実社会の人間の他者への向き合い方の基本的倫理がもとになっているということが指摘されている。

このような観点からすると、家庭教育の現場で親が留意しておくべき点は明確であろう。その特質からくるネットにおける没場所性を理解した上で諸局面に対応していくことが肝要になってくると言えるだろう。

これまでの考察から、家庭教育において親がネット社会の現状を踏まえながら具体的に取る対応はどのようなになるだろうか。長々と述べてきたことに比して極めてささやかな結論であるが記しておきたい。

まず、親はこれまで述べてきたような現今のネットの特性をよく理解しておく必要がある。またコミュニケーション状況の質的変容に留意しつ

つ、子どもの発達段階に応じて情報通信手段の使用を判断しなければならない。犯罪やトラブルに巻き込まれないためには、日常生活のセキュリティ以上に気を配る必要がある。ネットへのアクセスは、瞬時に誰にでも接触することができ、どこにでも行くことを可能にする。日常生活で危険な場所があるのと同様に、行かない（行かせない、行けない）ようにすることが必要である。警察庁が注意を喚起しているように、危険なサイトを「見ない」「書き込まない」ことを徹底することも重要である。

情報通信手段は携帯電話などの形で我々のコミュニケーションの手段として身体化してきている。その身体化したコミュニケーションの手段を、分別をもって利用することができることが肝要となってくる。述べてきたように、ネットにおける情報通信における倫理は、家庭教育のレベルにおいては、通常の社会的規範を越えるものではない。社会生活上の規範や行動の倫理をコミュニケーションや行動の基準として身体化していくことが重要となってくるのだと考える。同時に社会の制度や、通信の技術的レベルにおけるネットの危険性を回避するセキュリティの整備もこれまで以上に重要になってくることは言うまでもないことであり、我々がそのことに十分注意を払っていくこともまた欠かせない。

6. おわりに

コミュニケーションツールとしてのメディアの身体化、場所性の撥無、さらにいえば情報発信と受け手の主客の反転など、これらは情報通信革命がもたらしたあらたな力の獲得である。その力による利便性の享受はある種の浮遊感を伴っており、その感覚のまま無自覚なその力の利用はやはり危険であることに変わりはない。ネット社会の到来によって社会にもたらした変化が計り知れないことをしっかりと認識しつつ、その変化がどのような性質の変化なのかを良く理解することが重要となる。このネット社会の質的变化に無認識なまま、

子どもに野放図に利便性を与えると、あたかも小さな子どもに車を運転させるような危険な状態であるということもできるのである。

家庭教育の現場でその危険性を回避することを子ども達に教えていくにはどのようにしたらよいのだろうか。ネット社会が非ネット社会の延長であるならば自ずとその態度は明確になるだろう。まずは、ネット社会の特質を理解したうえで、ネット、非ネット社会の別なく、日常の社会生活をおくるうえで重要なルールを伝えていくことが重要となるだろう。そのうえで、様々なネット社会におけるリテラシーを向上させていくことが必要となる。

最後に2012年の暮れに米国の新聞Los Angeles Timesにおける記事が、全米で広く賛同をもって話題になったがそのことを紹介しておきたい。その記事は、ある母親が13歳の息子のグレゴリー君へクリスマスプレゼントとしてスマートフォンを持たせるときに18カ条のルールを守ることを約束させたという内容であり、記事ではその18カ条がそのまま掲載されている。その18カ条には、ネットでいじめに関わることを禁じること、面と向かっていけないことをメールで言うてはいけないこと、他人のプライベートな写真の送受信をしてはいけないこと、いつか、そうしたくなる時があるが、それはリスクが大きく、学校生活のみならず、人生を狂わせてしまうことなどがあること、サイバースペースの力は強大であることなどが記されている（注参照）¹²。現代の情報化社会の現状においてこのような通信手段を子どもが手にすることが避けられない状況となっているなかでの母親の愛情と智慧がよくあらわれている。本稿での考察における親の態度がどのようにあるべきかの一例として参考になる。ネット社会が現実社会の映しであるということからすれば、ネット社会の特質を正の力として作用させていく大人の態度やその向き合い方こそが問われているともいえよう。

注

- 1 キヤス・サンスティーンによれば、このような自己の嗜好に即して情報を収集することは、デイリー・ミー化の傾向であるとしている。デイリー・ミー化とはキヤス・サンスティーンが『インターネットは民主主義の敵か』（原題*Republic.com*）（石川幸憲訳、毎日新聞社、2003年）において示したものである。ネットにおける情報収集の傾向について指摘した語。インターネットでは自分の知りたい情報、好きな情報だけを収集する傾向があり、視野を狭くする傾向があるとされる。ネット社会のデイリー・ミー化は深刻化しているように思えてならない。本書へのアマゾンのレビュー記事では「デイリー・ミーは、肉体の触れあう距離にいる意見の異なるナマの人間（＝例えば、親兄弟）よりも、ネットの向こうにいる意見のあう少数の仲間の中に自分の居場所を見つける。ネットジャンキーの病理はおそらく、デイリー・ミーが原因なのだと思います。デイリー・ミーは、民主主義どころか人間社会そのものを破壊しつつあるように思えてならない」とする意見もある。
- 2 社会学者のA.ギデンズは『社会学』（第4版）（邦訳2006年）において「インターネットの地球規模での普及拡大は、社会学者に重要な問題を提起した。インターネットはグローバルな事柄とローカルな事柄の境界を曖昧にし、コミュニケーションや相互行為に新たな回路を提示し、ますます多くの日常的業務をオンラインで遂行できるようにして一毎日の生活の様相を変容しだしている。（中略）「情報化時代」は、インターネットが後期近現代の社会にもたらす複雑な含意についてすでに検討をはじめている」と述べるにとどまっている。
- 3 本稿における「ネット社会」とは、高度情報通信技術が発達した社会、政府が進めてい

るユビキタス社会の進展した状況を想定している。さしあたり、現状のインターネットが普及しそれ以前の情報の流通やコミュニケーション状況とは異なる社会状況を指していると捉えていただきたい。本論の考察でも触れているが、現今の情報社会がそれ以前の人間のコミュニケーションのあり方や人間と「情報」との関係性のなかで本質的な違いがあるかという問題がある。すなわち、高度情報社会とそれ以前の社会との間に連続性があるとする見方と、脱近代的断絶があるとする見方である。本稿での「ネット社会」という把握は特に連続、断絶とどちらと断定するものではなく、連続と断絶が混在しながら情報通信の進展が社会の変動やコミュニケーションにおける意識の変容の契機となっているという認識のもと用いている。

- 4 高度な情報化社会の到来と核兵器が及ぼした人間社会への影響を比することは、やや大きさに思えるかもしれないが、われわれが大きな社会変容のなかにあることを理解するにはこの対比は言い過ぎではないと考える。
- 5 エドワード・レルフ『場所の現象学』、筑摩書房、1999年
- 6 斎藤環『社会的引きこもり』PHP研究所、1998年。
- 7 A.ギデンズ、前掲書、577頁。
- 8 http://www.livinginternet.com/tindex_p.htmにおける情報を参照した(2014年3月1日現在)。
- 9 Richard J. Severson, *The Principles of Information Ethics*, ME Sharpe, 1997.
- 10 ネット犯罪の統計的資料や、警察庁の警鐘などは、警察庁「広報資料」において知ることができる。<http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/> 当サイトにおいて、ネットに関わる犯罪に巻き込まれないための情報や統

計資料が掲載されている。

- 11 諸井克英「情報通信の病理」、『子どもとニューメディア』日本図書センター、2007年、222頁-223頁。
- 12 Los Angeles Timesの同記事は<http://articles.latimes.com/2012/dec/31/business/la-fi-tn-teens-new-iphone-comes-with-18point-contractfrom-mom-20121231> (2014年3月1日現在)

記事の訳は以下のとおり

グレゴリーへ

メリークリスマス！あなたはもう誇るべきiPhoneのオーナーのひとりです。やったじゃない！あなたは良い子で、責任感のある13才の男子だからこのプレゼントに値するとおもいます。でもこのプレゼントを受け取ったからにはそれなりの約束を守ってもらいます。次に書く約束を読んでおいてください。こんなルールがなくてもリテラシーを守ってテクノロジーや技術を享受できる健全な青年であることとわかっていますが、こうすることが私の役割だと理解してくれると信じています。これら18の約束が守れないならすぐにiPhoneをとりあげます。

あなたのことを本当に愛しています。これから数千のメールをやり取りすることを楽しみにしています。

1. これは私のiPhoneです。私を買って、あなたに貸してあげているのです。お母さんはすごいでしょ？
2. 私はパスワードをいつでも知っています。
3. iPhoneが鳴ったらマナーを守ってとりなさい。これは電話です。お母さんやお父さんだったら絶対にとりなさい。絶対にです。
4. 学校のある日は夜7:30に、休日は夜9:00にお父さんとお母さんのどちらかにiPhoneを

渡しなさい。シャットダウンして朝7:30に電源をつけます。

5. 学校に持って行っってはけません。メールでやり取りする相手と会話を楽しみなさい。会話は生きる上で大事なスキルです。
6. もしトイレに落として水没させたり、地面に落として割ったり、紛失したりしたらそのときはあなた自身のお金で交換するなりしてください。庭の芝刈りや赤ちゃんの世話、誕生日を使ってね。
7. ネットで嘘をついたり相手をばかにするようなことをしてはいけません。ネットいじめに関わるようなこともしてはいけません。友達と友好的な関係を保ってネットでケンカをしてはいけません。
8. 面と向かって言えないようなことを、メールや電話で言うてはいけません。
9. 友達の両親がいたら大きな声で言えないようなことを、メールや電話で言うてはいけません。気をつけなさい。
10. ポルノサイトは絶対にダメです。ネットで調べたことはわたしと共有しなさい。もしわからないことがあるようなら、誰かにきくようにしなさい。できれば私やお父さんがいいです。
11. 公共の場では電源を切るか、サイレンスモードにしなさい。特にレストランや映画、他の人としゃべっているときは気をつけなさい。あなたはだらしない人間ではありません、iPhoneがそれを変えるようなことがあってはいけません。
12. あなたや他人のプライベートな写真を送ったり受け取ったりしてはいけません。パカにしてもだめです。あなたは賢いですが、いつの日かそうしたくなる日がくるでしょう。しかしそれはとってもリスクが大きく、学校生活だけでなく人生さえも狂わせることにもなりかねません。サイバースペースはあなたよりずっと大きく強力です。一度広

まってしまったら、解決するのはとっても難しいです。

13. むやみやたらに写真をとるようなことはダメです。すべてを記録する必要なんてないのです。経験を大事に生きなさい。あなたの記憶に永遠に残ることでしょう。
14. たまにはiPhoneを家に置いて行きなさい。iPhoneはあなたの人生でもなければ、あなたを拡張するものでもありません。それなしで生きる方法を模索しなさい。iPhoneを失うことを怖がるようなソーシャル依存症になってはいけません。
15. 友達がきいていないような平凡な音楽ではなく、クラシックや前衛的な音楽をダウンロードして聞きなさい。現在は昔と比べ音楽を簡単にダウンロードしたり聞けるようになりました。この環境をフル活用して視野を広げなさい。
16. 言葉ゲームや難しいパズルを解いて、脳をきたえなさい。
17. あなたの周りに起きることをよく見なさい。窓の外を見て鳥の声を聞いて、散歩に出かけて知らない人ともおしゃべりするようにしなさい。グーグルに頼らないワクワクを探し求めなさい。
18. なにか問題があるようなら、iPhoneをとりあげます。そしていっしょにそのことについて話し合っ、またやり直しましょう。私はあなたの味方です。私たちはいっしょです。

これらを約束してくれることを願っています。これらはiPhoneだけでなく、人生にも通じることです。あなたは早く変わり続ける世界のなかで成長していきます。刺激的で魅力的な世界です。シンプルに、チャンスをものにしていってください。自分自身の力強く大きな意思やところを信じて、機械なんかには負けないで。愛してる。iPhoneを楽しんでね。メリークリスマス！

お母さんより

(上記訳は<http://kobarei.blogspot.jp/2013/01/teenager-gets-new-iphone-with-18-point-contract-from-mom.html>などの訳をもとに適宜筆者が修正したものである)

公民館が実施する家庭教育支援事業に関する研究 －利用者のニーズと事業実施者の企画に対する意識の比較調査－

室 谷 雅 美¹⁾・中 山 徹²⁾

A Study on the Supporting Activities for Family Education by Kominkan
－Comparative Study of User's Needs and Practitioner's Consciousness in its Planning－

It has been frequently said that the family education is not working well. The purpose of this study is to investigate whether there are differences in estimates between users and practitioners of supporting activities for family education by Kominkan. We conducted a survey in the form of a questionnaire to both of them in order to know : A What are requested by the users? B What is valued by the practitioners? C What are differences between the user's expectation and the actual situation?

The result of this survey is that : A The users think it is most important to work with their children together and need to have parent-child physical contact. B The practitioners put emphasis on contacts among the participants in order to make it more effective in real life and plans for this sake.

There is a discrepancy between the users and the practitioners in this manner. How to solve this is a future subject.

1. はじめに

1-1 研究の背景

家庭教育は、すべての教育の出発点であるといわれ、社会的マナーや子どもの人格形成、その後の生き方に大きな影響を及ぼすものであり、生涯学習社会の基礎づくりを担うものとして重要であるといわれている。

現在、核家族化や少子化に伴い、家庭内や地域において、人間関係が希薄だといわれている。また、世代間の価値感の相違や子育てに関する情報の氾濫によって多くの親は、様々な混乱を招いている。そのことが、家庭教育力の低下を引き起こしているのではないと思われる。

家族形態の変化により、昔と違い三世代同居型

の家族が少なくなり、親から子へと伝統や文化などを伝えていくことが難しくなっている。さらに、少子化が進むことで、若い母親は、実生活においても子どもと接することが少ないまま親となり、親となっても子どもをどのように育ててよいのか戸惑うことも多く、子育てに不安を感じているようだ。

文部科学省委託調査『家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究』（平成20年度）¹⁾によると、「子育てについての悩みや不安」を感じている保護者が37.2%と約4割の保護者が悩みや不安を抱えているという背景がある。

1-2 公民館

公民館は、社会教育法に基づいて設置された社会教育施設である。社会教育法第20条に「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康

1) 奈良女子大学大学院人間文化研究科

2) 奈良女子大学大学院人間文化研究科 教授

の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と記されている。

公民館は、地域の人たちの「集いの場」・「学びの場」・「仲間づくりの場」であり、また、地域コミュニティの核となる場所でもあると考える。

2000年11月に社会教育審議会生涯教育社会教育分科審議会では、『家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について』²⁾という報告書の中で、「家庭教育に関する学習機会の提供、各種支援措置などはその大半が、住民にとって最も身近な公民館等の社会教育施設において実施されており、これらの学習機会の提供者としての市町村の果たす役割には非常に大きなものがある。言い換えれば、家庭における教育の充実・向上を図るには、親等に対する成人教育としての社会教育をより一層充実させる必要があり、市町村をはじめとした地方自治体が行っている家庭教育を対象とした各種講座、集会、調査研究、指導者の養成・研修などの充実を図ることにより、家庭教育の一層の充実・向上を図ることが可能となる。」と述べられていることから、住民にとって身近な学習の場として公民館が挙げられる。

公民館では、家庭教育支援事業を実施し、保護者を中心とした受講者の募集を行っている。受講を希望する保護者は、子育てに関心を持ち、自らが学ぼうという姿勢を持った保護者が中心であるのが現状である。今回の調査も事業に参加している利用者を対象に、ニーズを知るために実施した。地域密着型の公民館には、子育て中の保護者に対し、親の育ちを応援する学習機会の充実を図ることが求められている。この点からも、事業実施者が利用者のニーズを知り、ニーズに沿った事業が展開されることにより、より一層、参加者の学習意欲が高まることが期待できる。また、事業実施者だけの企画であると、内容の固定化や参加者の主体性の不足などが懸念される。事業実施者が企画するうえで重視している点と利用者が求めているものとを比較することで、相違点が明らかにな

り、そのニーズに応え企画・立案されることにより、受身であった受講が自ら進んで学ぼうという姿勢に変化していくのではないかと考える。

2004年3月『家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会報告』のすべての親を対象とする家庭教育支援としてのなかに、「現在求められている、家庭教育支援のための事業は、主として公民館等における募集形式により、家庭教育に関心を持ち、自ら進んで学習機会を求める親の参加が中心となるこれまでの学級・講座等とは異なり、意識もライフスタイルも家族の形態も多様化した今の時代に生きる親を幅広く支援することである。」と、家庭教育支援上の主な今日的課題が述べられている。

この点からも、公民館の家庭教育支援の拠点としての役割は大きいと期待されている。また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、子育てサークルのリーダー等を社会教育委員や公民館運営審議会委員に委嘱することができるようになったことから、公民館において実施される家庭教育支援に関する事業に力が入れていることがわかる。

次に示す図1は、千葉県佐倉市で実施された家庭教育に関する調査結果の一部であるが、この結果から、「家庭教育にかなり自信がある・まあまあ自信がある」と回答した保護者が、「家庭教育にあまり自信がない・まったく自信がない」と回答した保護者より公民館や学校などの家庭教育に関する講座に参加している割合が高いことがわかる。「家庭教育にあまり自信がない・まったく自信がない」と回答した保護者にこそ参加をして貰えるように、事業内容や情報提供の仕方などを工夫していかなければならない。

そこで、身近な場においての家庭教育の重要性や親の役割など、家庭教育に関する学習機会の提供が必要であると考え。公民館では、乳幼児期や就学前、小・中学生、思春期など子どもの様々な発達段階に沿っての理解や親の関わり方など家庭教育に関する講座の実施が行われていることか

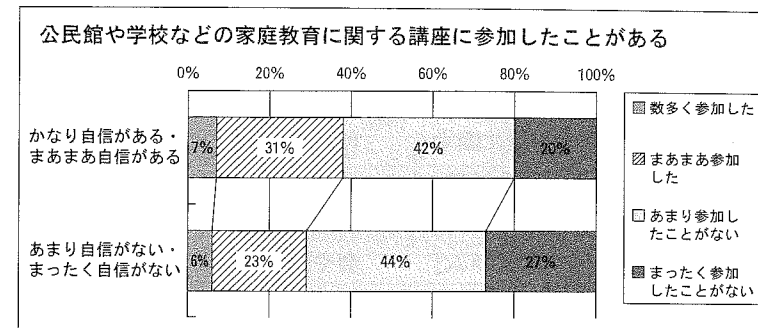


図1 家庭教育に関する調査
出典：千葉県佐倉市「家庭教育に関する調査」：2012年
<http://www.city.sakura.lg.jp/0000004482.html>

ら、子育て中の保護者の参加が望まれる。

1-3 法の改正

2006年に改正された教育基本法には、その第10条で「家庭教育」の条項が新しく規定された。

2008年に改正された社会教育法では、第5条のなかに「家庭教育関係情報の提供」が加えられている。

1-4 先行研究

公民館での家庭教育支援に関する論文はほとんどないが、行政による現在の家庭教育支援がどのように受け止めているのかの実態調査の結果をまとめた時吉³⁾らの研究がある。時吉らは家庭教育の問題は、幼児期の教育に留まらない生涯を通じた教育全体の基本に関わる課題であると同時に、社会全体の基盤に関わるという考えを示しており、行政による現在の家庭教育支援がどのように受け止められているのか、その実態を明らかにしている。大島⁴⁾はすべての親を対象とした、あるいは一人でも多くの親に対応することを目指した家庭教育支援が、教育行政でどのように行われ、どの程度きめ細かくできているのかを福岡県の事例を取り上げ、特に「親への支援」を中心に述べている。長谷川⁵⁾は、親が主体的に参加し、親同士が交流しながら、子育ての悩みを解消したり、子育てに必要な知識や技術を身に付ける「栃木県親学習プログラム」に焦点をあて、親学習プログラムの実効性や今後の課題について検討している。古

市⁶⁾らは、家庭の教育力の低下の詳細を明らかにし、また、知識教育についてもそんなには重要とは思っていないという近年の親の傾向を明らかにしている。山本⁷⁾は、親や保護者が家庭教育に関する学習を行う家庭教育学級の経緯や現状、問題点を明らかにしている。さらに、山本らが取り組んだ受講者相互の関わりに焦点をあてた継続的な家庭教育支援プログラムの特徴を明らかにしている。

1-5 目的

本研究では、公民館において実施されている家庭教育支援事業に対し、利用者が希望する事業内容と現状を下記に示す三点の観点から把握し、現状と利用者の希望との実際の違いを解明することを目的とする。

- ①利用者の求めるもの
- ②事業実施者の重要視している点
- ③利用者の希望と現状との比較

2. 調査の方法

2-1 調査時期・調査対象

調査は、2013年2月19日～4月13日にかけて実施した。対象とした公民館は、次に示す8館である。平成19年6月文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室が『家庭教育支援のための連携事例集 テーマ5 連携による家庭教育支援 公民館が紡ぐ地域ネットワークづくり

と家庭教育支援』の一例として大阪府貝塚市が紹介されている。その貝塚市内の中央・山手地区・浜手地区公民館。2011年度第64回優良公民館表彰を受賞した67館のなかから、家庭教育支援に関する事業の評価を受け受賞した福井市円山公民館、神奈川県相模原市立大野南公民館。島根県では家庭教育支援を行う人のための「親学プログラム」が実施されているが、「親学講座」を主催事業として行った松江市の本庄・乃木・竹矢公民館に調査票を郵便で送付し、各館で実施されている家庭教育支援事業の参加者230名から回答を得た。

職員に対しては、2013年7月21日にメールで調査票を8館の職員に送付し、7月30日までに7館の職員から回答を得た。

2-2 調査項目

事業に関して「親子の事業」「子育てに関する事業」「親に関する講座」「体験講座」「その他の事業」と事業を分類したなかで、それぞれの事業にもし参加する場合、どのような内容を望むかを望む気持ちが大きいものから順に一番から三番まで選択して貰った。さらに、「参加したい家庭教育支援事業」・「主催事業に参加した理由」・「子どもが一人で公民館を利用する場合に望むこと」・「公民館以外の施設等で実施された事業について」以上5項目について尋ねた。

アンケート調査の内容は、オリジナルなものである。

3. 結果

3-1 対象について

調査対象の属性については、表1の通りである。女性が多く99.1%であった。年齢は30歳代が59.6%で最も多かった。子どもの年齢は3歳未満が50%で最も多かった。母親が30歳代で子どもが3歳未満は88人で38.3%であった。家族構成は、夫婦と子どもが62.6%で6割以上が核家族である。公民館が主催する家庭教育支援事業に参加したきっかけは、市が発行する広報誌を見て参加した人が26.5%で最も多く、その他では学校や保育

所・子育てサークルなどからの案内が多かった。

3-2 参加したい事業について（複数回答）

表2のように学習内容を「親子」・「子育て」・「親」・「体験」・「その他」と区分した。

公民館が実施する主催事業を、親子と一緒に参加する事業を「親子」とし、子育てに関する講演会や勉強会などは「子育て」とした。さらに、主に親に関わる内容の事業に関しては「親」とし、おやつ作りなどの体験を中心とする事業を「体験」とした。家庭教育学級などを「その他」と区分した。

それぞれの事業に対して各公民館で、利用者のニーズに応じて事業が企画され、実施されていることが重要である。

学習内容別（表3）にみると、「親子」のプログラムでは、「親子で体験」（55.7%）や「親子でスキンシップ」（45.7%）、「親子でふれあい遊び」（42.6%）など、親子と一緒に参加する事業を利用者が望んでいることがわかった。これらの事業について、実際、7館の公民館でも多く実施されており、ほぼ利用者のニーズに応じているといえる。また、利用者は、おやつやお弁当作りの「食の体験」（48.3%）を希望し、7館中5館で実施されている。体験するだけでなく、「食育講習会」は30%の希望者がある。栄養の偏りや不規則な食事・肥満や生活習慣病の増加・食の安全等について学び、健全な食生活を行うことに関心が高まっているといえる。『平成25年版食育白書』（内閣府）によると「子ども達の心身の健全な発育のための食生活」に関心があると答えた人は62.3%で、どちらかといえば関心があると答えた人が22.4%、合わせて84.7%の人が関心があると答えている。

「子育て」では、「子どもへの関わり方・接し方」（38.3%）が多く希望され、公民館では、7館中4館で実施されている。関わり方や接し方の中には、子どものほめ方や叱り方で悩んでいる保護者も多いことであろう。親子関係は、あらゆる人間関係の基本ともいえるほど重要なことであるだけに、「子どもへの関わり方・接し方」は、保

表1 対象者について（n=230）

性別	女性	228 (99.1%)	男性	2 (0.9%)		
世代	10代	1 (0.4%)	20代	25 (10.9%)	30代	137 (59.6%)
	40代	44 (19.1%)	50代	13 (5.7%)	60代以上	10 (4.3%)
子どもの年齢	3歳未満	115 (50.0%)	3～6歳	89 (38.7%)	小学1年～2年生	44 (19.1%)
	小学3年～小学4年生	31 (13.5%)	小学5年～小学6年生	19 (8.3%)	中学生以上	45 (19.6%)
家族構成	夫婦と子ども	144 (62.6%)	父親と子ども	0	母親と子ども	4 (1.7%)
	夫婦と子どもと祖父母	50 (21.7%)	夫婦と子どもと祖父母のどちらか	18 (7.8%)	その他	12 (5.2%)
	無回答	2 (0.9%)				
参加のきっかけ	広報誌	61 (26.5%)	インターネット	0	前回参加者からの誘い	32 (13.9%)
	口コミ	36 (15.7%)	ちらし	27 (11.7%)	ポスター	3 (1.3%)
	その他	56 (24.3%)	無回答	15 (6.5%)		

表2 事業区分

区 分	学 習 内 容			
親 子	親子でスキンシップ	親子で絵本	親子でふれあい遊び	親子で体験
子育て	子どもへの関わり方・接し方		子どもの生活習慣	子どものしつけ
	子どもの発達・成長	子育てのポイント	子どもを取り巻く社会環境	
親	親の役割	親業（親と子のコミュニケーション方法を学ぶためのプログラム）		
	親の心構え	子育て親育ち講座	親のストレス発散	
体 験	食の体験（おやつ作り・お弁当作り 他）		ベビーマッサージ体験講座	
	妊婦類似体験	手づくり体験（おもちゃ 他）		
その他	家庭教育学級	食育講習会	家庭教育について	救命救急法

表3 参加したい事業（複数回答）

区分	主催事業の内容	(n=230)	(n=7)
		回答数	館の回答数
親子	親子で体験	128 (55.7%)	5 (71.4%)
	親子でスキンシップ	105 (45.7%)	5 (71.4%)
	親子でふれあい遊び	98 (42.6%)	6 (85.7%)
	親子で絵本	54 (23.5%)	5 (71.4%)
子育て	子どもへの関わり方・接し方	88 (38.3%)	4 (57.1%)
	子どものしつけ	83 (36.1%)	2 (28.6%)
	子育てのポイント	66 (28.7%)	3 (42.9%)
	子どもの生活習慣	56 (24.3%)	5 (71.4%)
	子どもの発達・成長	51 (22.2%)	5 (71.4%)
	子どもを取り巻く社会環境	42 (18.3%)	1 (14.3%)
親	親のストレス発散	65 (28.3%)	4 (57.1%)
	子育て親育ち講座	61 (26.5%)	2 (28.6%)
	親の役割	44 (19.1%)	2 (28.6%)
	親業（親と子のコミュニケーション方法を学ぶためのプログラム）	44 (19.1%)	4 (57.1%)
	親の心構え	31 (13.5%)	1 (14.3%)
体験	食の体験（おやつ作り・お弁当作り 他）	111 (48.3%)	5 (71.4%)
	手づくり体験（おもちゃ 他）	83 (36.1%)	5 (71.4%)
	ベビーマッサージ体験講座	42 (18.3%)	2 (28.6%)
	妊婦類似体験	5 (2.2%)	1 (14.3%)
その他	食育講習会	69 (30.0%)	3 (42.9%)
	救命救急法	46 (20.0%)	6 (85.7%)
	家庭教育について	20 (8.7%)	1 (14.3%)
	家庭教育学級	17 (7.4%)	2 (28.6%)
	その他	4 (1.7%)	2 (28.6%)
	無回答	4 (1.7%)	0

護者の関心も高いところである。それだけに、利用者が学ぶ場を求めているのではないかと考える。「子どものしつけ」は、36.1%の利用者が希望しているが、7館中2館のみの実施であった。2012年3月に公表された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書概要」⁸⁾によると、子育てについての悩みや不安の大きいものとして「子どものしつけやマナーのこと」が第1位として挙げられている。だが、公民館では多くの館で実施されているわけではない。

親自身のことに関しては、「親のストレス発散」(28.3%)が利用者の希望が1番多く、公民館でも7館中4館で実施されている。「子育て親育ち講座」(26.5%)も3割近くの希望があり、公民館では、「子育て親育ち講座」として子育てや家庭教育の学習の場として、専門家による講演会などが計画されている。

「体験」では、「食の体験(おやつ作り・お弁当作り 他)」(48.3%)の希望者が多く、市販されている物で賄うことができる昨今であるから、家庭で手作りされることが少なくなっている。だが、手作りの物を子どもに与えたいと思っている保護者が多いことが明らかにされた。公民館でも7館中5館で実施されている。

「その他」では、「食育講習会」(30%)の希望が多く、ファーストフードやインスタント食品などの利用が多くなっているこの頃であるが、やはり食の安全や食事のバランスなどもっと食べ物のことを大人も知る必要がある。また、親が食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していないとの報告もされている。親子のコミュニケーションの場となる食卓に家族が全員そろい、食事をする機会も少なくなっているのが現状である。そういった点を踏まえ、希望者も多いのではないかとと思われる。公民館では、7館中3館で実施されている。

3-3 子どもが一人で公民館を利用する場合(複数回答)

子どもが一人で公民館を利用する場合、どのよ

うなことを望むかに関しては、表4に示したように、利用者からの要望は、「自然体験事業の実施」がもっとも多く100人(43.5%)の回答を得た。生活が便利になっている昨今であるが、それに対して自然が少なくなっているのが事実である。そのため、なかなか家庭で自然を体験させることができなくなっているのではないかと考える。さらに、厚生労働省の『児童環境調査(2001年)』の小学校5年生～中学校3年生までの全児童を対象にした結果によると、「近所であればいいと思う遊び場の種類」は、「子犬や猫などの小動物や、昆虫などとふれ合うことのできる遊び場」や「かくれんぼや冒険遊びのできる原っぱや空き地」・「野球やサッカーなどができる広場」・「木や川があり、木登りや泥んこ遊びのできる公園」など外遊びに対する欲求が強く表れており、『ベネッセ総合研究所・モノグラフ小学生ナウVol.21-3 子どもの放課後 2001年』によると、地域になくて「あったらいいと思う施設や場所」として、「川や池」・「子どもが遊べる空き地」・「昆虫の捕れる森林」・「田んぼや畑」など自然とふれあえる場所が上位を占めていた。

「子どもの安全面に気をつけて欲しい」(40%)は、不審者の出没や交通事故・犯罪被害など子どもが被害者になる犯罪が増えている点からも、希望者が多いのは言うまでもない。内閣府の『子どもの防犯に関する特別世論調査』(2006年)でも、子どもが犯罪に巻き込まれる不安を感じている人は、「よくある」と「ときどきある」を併せると74%の人が「不安がある」と答えている。このように、特に子どもを持つ保護者にとって、心配ごとの1つは、子どもが「犯罪や事故に巻き込まれること」であるといえる。子どもが育つ環境で重要なのは、「危険な場所がないこと」と「地域に子どもの見守り環境があること」であると思われる。その点では、公民館は地域の利用者も多く、危機管理も行われており、安心・安全な公共施設といえる。

さらには、核家族化が進み祖父母と暮らす家庭

表4 子どもが一人で公民館を利用する場合(複数回答)

内 容	(n=230)	(n=7)
	回答数 人 (%)	館の回答数 館 (%)
自然体験事業の実施	100 (43.5%)	4 (57.1%)
子どもの安全面に気をつけて欲しい	91 (40.0%)	4 (57.1%)
異世代交流事業の実施	80 (34.8%)	7 (100%)
放課後の居場所の実施	80 (34.8%)	4 (57.1%)
子どもを対象とした事業の実施	77 (33.5%)	6 (85.7%)
野外活動(キャンプ 等)の実施	74 (32.2%)	2 (28.6%)
地域の大人が関わった事業(しめ縄づくり 他)の実施	70 (30.4%)	4 (57.1%)
行儀作法を身につける	61 (26.5%)	1 (14.3%)
夏休みの宿題(主に絵画・書道)の指導	54 (23.5%)	0
地域の伝統文化	54 (23.5%)	2 (28.6%)
子どもを対象にしたエコに関する事業の実施	32 (13.9%)	2 (28.6%)
学習面の指導	26 (11.3%)	0
その他	1 (0.4%)	0
無回答	18 (7.8%)	0

が少なくなっていることを踏まえ、公民館において高齢者と子どもたちとの交流事業が実施されている。今回の調査でも、子どもが公民館を利用する場合に実施してほしい事業として、「異世代交流事業の実施」を、80人(34.8%)の利用者が希望していた。利用者の声に応え7館すべての館で実施されていた。このことから、核家族化が進んでいることが大きく影響していることがわかる。今回の調査でも、家族構成を尋ねたところ「夫婦と子ども」の家庭が144(62.6%)であり、「異世代交流事業の実施」の事業を希望した80人のうち55人(68.8%)の家族構成が「夫婦と子ども」世帯であった。この結果からも6割以上が夫婦と子どもの家庭であり、高齢者と接する機会が少ないことがわかる。また、地域との関わりが希薄になっていると言われている点も重視されていると思われる。

「放課後の居場所の実施」も80人(34.8%)の希望があった。放課後に安心・安全な場所で子どもたちが過ごせることを願っていることが見受けられる。7館のうち4館で実施されている。

「行儀作法を身につける」は、61人(26.5%)の利用者が希望していたが、1館しか実施されていない。盛岡市教育研究所で、2009年度に実施された『子どもについて保護者の意識調査』⁹⁾でも、

「家庭の教育力が不足」と感じている親は83%を超えており、特に低下していると思われる項目の中で、「礼儀・作法・マナー」が48.6%であったという結果が出ている。この点も踏まえ、公民館でも行儀作法の事業に目を向ける必要があるのではないかと考える。

3-4 望まれる公民館事業について

利用者と職員に公民館で実施された家庭教育支援事業に関して「親子の事業」「子育てに関する事業」「親に関する講座」「体験講座」「その他の事業」と事業を分類したなかで、それぞれの事業にもし参加される場合、どのような内容を望むかを尋ねた。一番望む内容には◎、二番目に望む内容には○を、三番目に望む内容には△をつけて回答してもらった。一番望む内容から順に3点～1点と点数化し百分率で表した。また、結果を利用者と職員に分け図2から図6で示した。望む内容に関しては、「保護者同士で交流できる・討論形式で実施される・体験談を聞くことができる・具体的な知識を増やすことができる・専門家に話を聞くことができる・実生活で活かせる話を聞くことができる・ワーク(体験)を中心としたものである・ビジュアル的なものを取り入れた講義である・配布物(資料など)が用意されている・講座の回数は10回程度で参加しやすい・講座の時間は

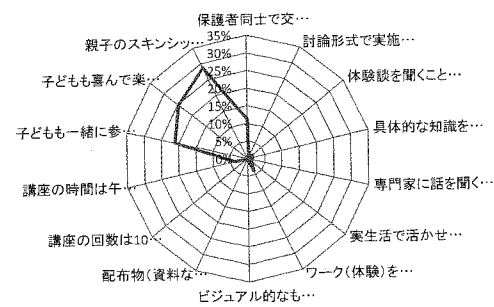


図2-1 親子の事業（利用者）

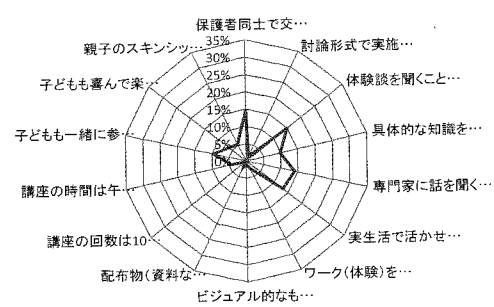


図3-1 子育ての事業（利用者）

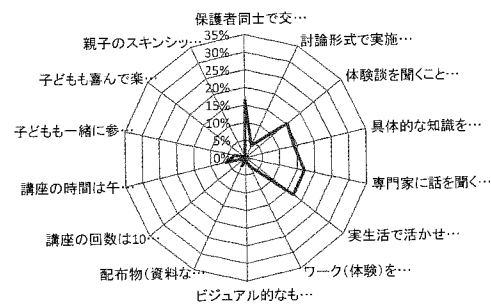


図4-1 親に関する事業（利用者）

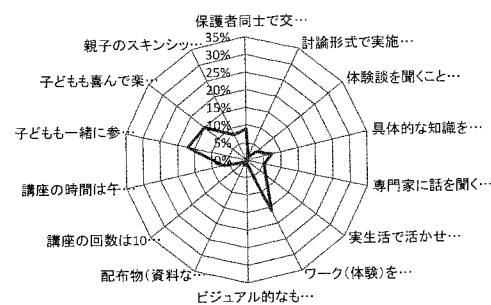


図5-1 体験講座（利用者）

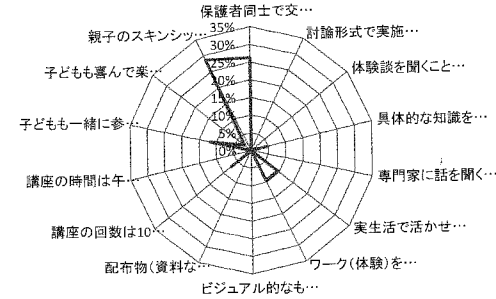


図2-2 親子の事業（職員）

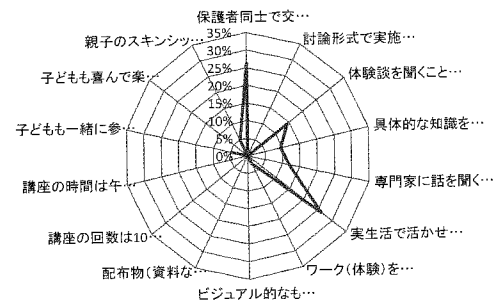


図3-2 子育ての事業（職員）

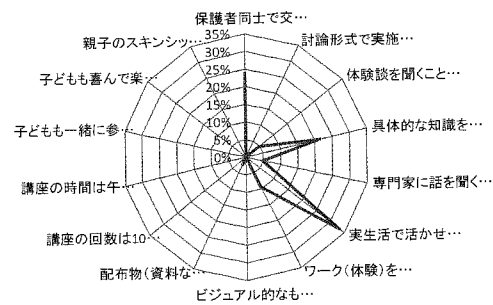


図4-2 親に関する事業（職員）

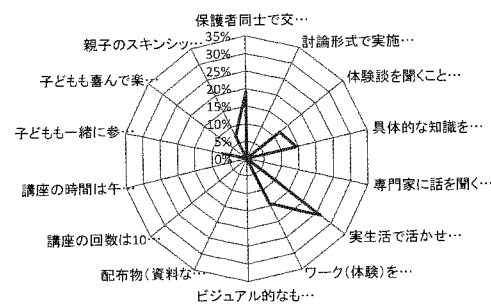


図5-2 体験講座（職員）

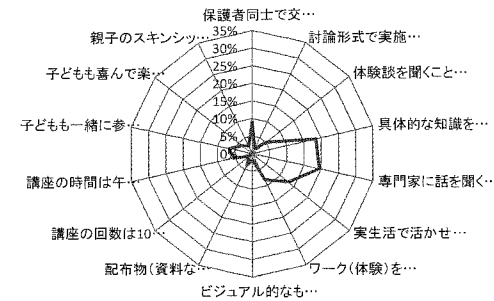


図6-1 その他の事業（利用者）

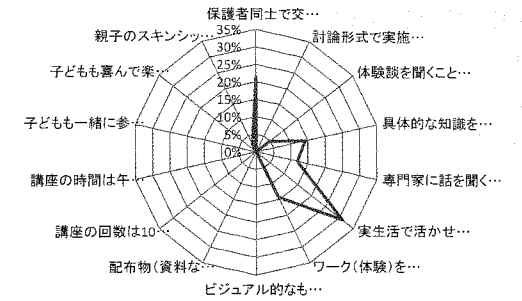


図6-2 その他の事業（職員）

午前中で参加しやすい・子どもと一緒に参加できる・子どもも喜んで楽しむことができる・親子のスキンシップが深めることができる」である。

親子の事業(図2)では、利用者が1番に希望していることは「親子のスキンシップが深めることができる」(28.7%)であった。職員は、28.6%で重要視し企画されていると思われる。また、利用者は「子どもも喜んで楽しむことができる」(24.8%)・「子どもと一緒に参加できる」(21%)事業を望んでいるが、職員の回答では、「保護者同士で交流できる」(26.2%)を重視して企画されている。利用者は「保護者同士で交流できる」に関しては11.2%で4番目に希望していた。

子育てに関する事業(図3)では、「体験談を聞くことができる」(15%)・「保護者同士で交流できる」(14.6%)・「専門家に話を聞くことができる」(14.1%)・「実生活で活かせる話を聞くことができる」(13.1%)が主に多く利用者が希望していた。それに対し、職員は「保護者同士で交流できる」(26.2%)・「実生活で活かせる話を聞くことができる」(26.2%)・「体験談を聞くことができる」(14.3%)・「専門家に話を聞くことができる」(11.9%)であった。良く似た傾向にあるが、利用者は「子どもと一緒に参加できる」ことを望んでいるが、職員は余り重要視していない。

親に関する事業(図4)では、利用者は、「実生活で活かせる話を聞くことができる」(17.1%)・「保護者同士で交流できる」(16.3%)・「体験談を聞くことができる」(15.3%)・「具体的な知識を

増やすことができる」(14.1%)が希望されていた。職員は、「実生活で活かせる話を聞くことができる」(33.3%)・「保護者同士で交流できる」(23.8%)・「具体的な知識を増やすことができる」(21.4%)で、共に「実生活で活かせる話を聞くことができる」が望まれ実施されていた。

体験講座(図5)では、利用者は、「子どもと一緒に参加できる」(17%)・「ワーク(体験)を中心としたものである」(16.1%)・「子どもも喜んで楽しむことができる」(15%)が上位を占めていた。職員は、「実生活で活かせる話を聞くことができる」(26.2%)・「保護者同士で交流できる」(19%)・「ワーク(体験)を中心としたものである」(14.3%)・「具体的な知識を増やすことができる」(14.3%)であった。利用者は子どもと一緒に参加し、楽しむことを望んでいるが、職員は実生活で活かせる具体的な内容のものを企画している。

その他の事業(図6)では、利用者は、「専門家に話を聞くことができる」(19.5%)・「具体的な知識を増やすことができる」(18.5%)・「実生活で活かせる話を聞くことができる」(12.9%)であった。職員は、「実生活で活かせる話を聞くことができる」(31%)・「保護者同士で交流できる」(21.4%)・「ワーク(体験)を中心としたものである」(14.3%)・「具体的な知識を増やすことができる」(14.3%)であった。その他の事業に関しては、利用者の希望に沿っているといえる。

3-5 家庭教育支援事業に参加した理由（複数回答）

家庭教育支援事業に参加した理由の多くは、「内容に興味を持った」は90人（39.1%）・「仲間づくり」は72人（31.3%）・「気分転換」は69人（30%）が上位を占めていた。次に「知人等に誘われた」は48人（20.9%）・「役に立つと思ったから」は47人（20.4%）であった。以上の結果から、利用者は内容に興味を持った事業に参加している傾向がある。事業に参加するかどうかの有無は、内容が重視されていることから、企画する公民館職員は、事業内容に着目し企画・立案を心がけなければならない。

家庭教育支援事業に参加した理由の上位3位のうち、参加したきっかけの1番多かった広報誌を見て参加した人が、「内容に興味を持って」参加した人のうち29人（32.2%）、「仲間づくりをしたい」と思い参加した人のうち28人（38.9%）、「気分転換のため」に参加した人のうち27人（39.1%）であった。

4. まとめおよび考察

調査結果から、親子の事業に関しては、利用者は「親子のスキンシップが深めることができる」や「子どもも喜んで楽しむことができる」・「子どもと一緒に参加できる」など子どもとの関わりを重視している。それに対し、職員も「親子のスキンシップが深めることができる」を重点に置き企画している点は、利用者のニーズに当たっていると見える。だが、職員は「保護者同士で交流できる」点も重きに置いて企画している点は、利用者の思いとは一致していない。子育てに関する事業では、利用者・職員ともに「保護者同士で交流できる」や「実生活で活かせる話を聞くことができる」が一致していた。しかし、利用者は、「体験談を聞くことができる」や「専門家に話を聞くことができる」など、知識の面に力を入れることを希望しているように思われる。それに対し、職員は「実生活で活かせる話を聞くことができる」と

いう点に重点を置いて企画していることがわかった。

親に関する事業では、利用者・職員ともに「保護者同士で交流できる」や「実生活で活かせる話を聞くことができる」・「具体的な知識を増やすことができる」点では一致しているが、利用者は子育てに関する事業同様、「体験談を聞くことができる」や「専門家に話を聞くことができる」点も希望しているが、職員は、その二点に関してはそれほど重視はしていない。

体験講座では、利用者は「子どもも喜んで楽しむことができる」や「子どもと一緒に参加できる」・「ワーク（体験）を中心としたものである」ものを望んでおり、子どもと一緒に体験し楽しむことを希望している。それに対し、職員は「実生活で活かせる話を聞くことができる」や「保護者同士で交流できる」を中心に事業を企画している。共通しているところもあるが、利用者と職員の思いに少し違いを感じる。

その他の事業では、利用者は「専門家に話を聞くことができる」や「具体的な知識を増やすことができる」といった知識の面に重点が置かれている。職員は「実生活で活かせる話を聞くことができる」や「保護者同士で交流できる」ことを主に企画している。

以上の結果から、①利用者の求めている事業は、親子で参加でき、子どもと接せることを重点に考え、スキンシップを深める事業を望んでいる。②事業実施者は、親子で参加する事業や子育てに関する事業を多く企画し、実施している。親子での事業は、殆どの館で実施されていた。

親子以外では、「救命救急法」や「食の体験（おやつ作り 他）」、「手づくり体験（おもちゃ 他）」、「子どもの生活習慣」、「子どもの発達・成長」などであった。③利用者の希望と現状では、利用者は、全体的にみて子どもと一緒に参加し、子どもも喜べるような事業を第一に考えている。それに対し、事業実施者の職員はまず、参加者同士の交流を第一と考え、子どもとの関わりは余り

重視していない。どちらかといえば実生活に活かせるものを考えていることがわかった。ともに、実施時間や回数・資料配布などは重要視されていなかった。事業内容では、「親子で体験」や「親子でスキンシップ」、「食の体験（おやつ作り 他）」は利用者のニーズに当たっていると見える。しかし、「救命救急法」は7館中6館で実施されているが、利用者は46人（20%）の希望であった。その他にも多くの公民館では実施されているが、利用者の希望に沿っていない事業としては、「親子で絵本」54人（23.5%）や「子どもの生活習慣」56人（24.3%）、「子どもの発達・成長」51人（22.2%）などが挙げられる。

今回の調査結果から、各公民館では子育て家庭や子どもに対し必要な支援を探求し、さまざまな事業を企画し、利用者ニーズに合わせるよう家庭教育支援事業に力を入れていることがわかった。しかし、利用者と職員の相違点も見受けられるところから、今後、公民館が「地域の家庭教育支援の拠点」という役割を再度、職員が認識し直し、常に利用者のニーズを把握しておく必要がある。そのためには、日頃からアンケート調査や利用者へ声掛けをし、生の声を聞くように心掛ける必要がある。

さらに、職員だけでは限界があるので地域の子育て支援者やPTA、各種団体などに協力を求めることで、多くの意見を取り入れることができる。子育て中の親子が気軽に参加でき、楽しく学べる場の提供や親子で楽しく過ごせる場を提供するとともに、参加した親たちの交流を深めることで親同士のネットワークづくりを支援することにより、ニーズに合わせることで、充実した事業へと発展するのではないかと考える。

この調査結果を反映し、子育て中の保護者を対象に学習の機会の提供や情報提供の充実を図り、より充実した講座運営ができることを期待したい。

謝辞

調査にご協力戴いた、公民館職員の皆さまならびに利用者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 文部科学省：子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育—家庭教育支援の取組について—
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1312143.htm
- 2) 文部科学省：家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について（報告）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315224.htm
- 3) 時吉孝子・小田豊，家庭教育支援に対する保護者の意識に関する調査研究：行政による家庭教育支援の活用状況について，日本保育学会大会発表論文集（56），514-515，2003-05-17
- 4) 大島まな，家庭教育支援の本質に関する考察—きめ細かな家庭教育支援をめぐる—，生涯学習・社会教育研究ジャーナル 3号，生涯学習・社会教育研究ジャーナル編集委員会 編，101-117，2009
- 5) 長谷川万由美，親学習プログラムを通じた家庭教育支援，宇都宮大学教育学部 教育実践総合センター紀要 第31号，300-316，2008-07-01
- 6) 古市久子・加藤美恵，家庭の教育力の低下と親の意識の変移について，Educare 25，15-30，2004
- 7) 山本智也，家庭教育学級の課題—「家庭教育支援」の場として—，家庭教育研究 第8号，25-33，2003
- 8) 文部科学省：家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1319222.htm

- 9) 盛岡市教委生涯学習課「家庭教育情報通信
vol. 6」
http://www.city.morioka.iwate.jp/dbps_data/_material/_files

家庭教育における携帯電話使用のルールづくりに関する一考察 —学校教育における情報モラル教育との連携を通して—

百瀬光¹⁾

A Study of Making the Rules for Using Cellular Phones in Home Education —Through the Cooperation with the Information Morals Education in School Education—

This study tried to extend the information morals education offered in school education to home education, and examined how to make the rules for using cellular phones in home education in cooperation with school education. Specifically, we formulated and examined the classes to learn making the rules for using cellular phones in home education. The proposed classes were to be given in association with the following three school subjects; moral classes, extraclass activities, and the period for integrated studies, and they were extended in order to be implemented at home. The result of this study was that we developed the class unit which clearly defines the cooperation between school education and home education in making the rules for using cellular phones. Our next objectives are 1) to evaluate its effectiveness and issues by actually teaching students based on the class unit we have developed, 2) to further develop various class units based on “the model curriculum for information morals education teaching” by the ministry of education, culture, sports, science and technology, and 3) to accumulate more class units, while clarifying the usefulness and the problems of those units through the actual class practice.

はじめに

現在、児童・生徒の自分専用の携帯電話（PHS・スマートフォンを含む）の所有率が増加している。内閣府「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」（2013年3月）（以下、内閣府「調査報告書」と略記）によれば、満10歳から満17歳までの青少年を対象とした結果として、小学生は2割台半ば、中学生は4割台後半、高校生はほとんどが自分専用の携帯電話を所有しているとしている¹⁾。

このような携帯電話の所有率の増加にともなって、児童・生徒の学校生活や家庭生活の中で、携帯電話をめぐる様々な問題が発生している。例えば、「ネットいじめ」などが大きな問題として指

摘されている。この「ネットいじめ」は、いじめ側がインターネットの匿名性を利用して行う実に卑劣な行為であり、いじめを受けた相手は深い心の傷を負うこととなる。

これらの問題から児童・生徒を守っていくためには、学校教育だけでなく、家庭教育の在り方も重要となる。特に携帯電話の使用については、家庭教育の在り方が大きなウエイトを占める。なぜなら、児童・生徒の携帯電話の所有に関しては、保護者が児童・生徒に携帯電話を買い与え、その使用料金も負担するという形が多くとられるからである。このことから、携帯電話の使用に関しては、学校教育との連携を図りながら、各家庭での十分な話し合いによる、携帯電話使用のルールづくりが必要となる。

この携帯電話使用のルールづくりに関する実践的な先行研究としては、山本朋弘と清水康敬の研

1) 山梨学院大学

究が注目に値する。山本と清水は、小学校における情報モラル指導に関して、小学校と保護者との「連携プログラム」⁽²⁾を開発し、実践を通してその有効性について検証した。この「連携プログラム」は、学校全体として取り組む年間を通した保護者連携の実践的なプログラムである。その中には、情報モラル指導の年間計画に関する保護者向け説明会や保護者を対象とした情報モラル指導の授業公開、保護者間の連携や情報交換を目的とする保護者会、各家庭におけるインターネットや携帯電話の使用のルール決めの機会などが設定されている。

このプログラムは、学校と保護者との強固な連携を図るために、学校全体として様々な活動が設定されており、また年間を通した継続的な保護者との連携が必要となるため、校長のリーダーシップをはじめとして、全教職員と保護者による共通理解及び相互の協力体制がきわめて重要となる。よって、実践可能な学校は限定的になる。このことから、このような大がかりなプログラムではなく、どの学校でも実践可能なプログラム、具体的には、学級単位でも実践可能な授業設計でのプログラムが求められる。

そこで本研究は、山本と清水の論考を参考としながら、学校教育との連携を図った家庭教育における携帯電話使用のルールづくりについて追究することにする。具体的には、現行の学習指導要領等で指摘されている情報モラル教育の指導の在り方について分析しながら、携帯電話使用のルールづくりに関する授業設計について検討することにした。

なお、今回の研究では、小学校の5・6年生に限定した授業設計を検討することにした。

1. 携帯電話使用のルールづくりの必要性

(1) 携帯電話の所有状況

内閣府「調査報告書」によれば、児童・生徒の携帯電話の所有状況について、次のような結果報告がなされている。

回答した全ての青少年に対して、携帯電話(PHS・スマートフォン含む。以下同じ)の所有状況について聞いたところ、「自分専用の携帯電話」が51.4%、「家族と一緒に使っている携帯電話」が3.4%、「持っていない」が45.2%となり、「自分専用の携帯電話」と「家族と一緒に使っている携帯電話」を合わせた『携帯電話を持っている(計)』(54.8%)が「持っていない」を上回っている。(略)

学校種別にみると、学校種が上がるほど「自分専用の携帯電話」の所有が多くなっており、小学生では2割台半ば(24.1%)、中学生では4割台後半(46.2%)となり、高校生ではほとんど(97.6%)が自分専用の携帯電話を所有している。また『携帯電話を持っている(計)』も同様の傾向にあり、小学生では2割台後半(27.5%)、中学生では5割強(51.6%)、高校生では98.1%とほとんどとなっている⁽³⁾。

この調査結果では、「自分専用の携帯電話」と「家族と一緒に使っている携帯電話」を合わせた『携帯電話を持っている(計)』が「持っていない」を上回っているところが注目すべき点である。このことは、「小・中学生にとっても携帯電話は必需品である」という風潮にもつながり、今後も『携帯電話を持っている(計)』における小・中学生の割合が増えていくことが予想される。また、これにともなって、携帯電話の使用に関わる問題も増えていくことが予想される。

(2) 携帯電話の使用によって起きる問題

携帯電話の使用によって起きる問題として、藤川大祐は、「ネットいじめ」のほか、「ネット詐欺」、「出会い系」、「わけつ画像」、「プライバシーの流失」など⁽⁴⁾の問題や、携帯電話に頼りすぎて日常生活全体に影響が及ぶ状態となる「ケータイ依存」⁽⁵⁾などの心の問題も指摘している。

また最近では、「ケータイ依存」も含んだ「ネット依存」が深刻化している。この「ネット依存」

に関しては、厚生労働省研究班による、全国の中高校生10万人近くが回答したインターネット使用実態に関する注目すべき調査報告がある。

この調査報告によると、「病的な使用」と判定され、ネット依存が強く疑われる生徒が8.1%に上ったとしている。さらに同研究班は、調査結果と中学、高校の全生徒数を基に、ネット依存の生徒を約51万8千人と推計している。また、病的な使用が認められた中高生の23.2%が眠りに就きにくいと訴え、15.6%が夜中に目が覚めるとし、「午前中は調子が悪い」と答えた生徒は24%を占め、67.9%が気分の落ち込みを訴えたと報告している。その他、パソコン、携帯電話(スマートフォンを含む)での、平日のネット使用の平均時間が5時間以上としたのは、中学生9.0%、高校生14.4%、休日は、中学生13.9%、高校生21.2%であるとしている⁽⁶⁾。

同研究班のメンバーである樋口進は、「ネット依存が強いと昼夜が逆転し睡眠障害などにつながる恐れがあり、精神面への悪影響も懸念される。適切な使い方に関する教育が必要で、相談・診療体制も速やかに整えるべきだ」⁽⁷⁾と主張している。この調査は、携帯電話だけでなく、パソコンの利用も含めたインターネット使用の実態調査ではあるものの、「ケータイ依存」とも関係して深刻な問題であると受けとめなければならない。

(3) 携帯電話使用のルールづくりの必要性

携帯電話の使用によって起きる問題から児童・生徒を守るためには、携帯電話の使用に関しての学校教育及び家庭教育の在り方が重要となる。その一方で、このような問題から児童・生徒を守るためには、「児童・生徒に携帯電話を持たせるべきでない」という考え方も存在する。しかし、この考え方は現実的ではない。なぜなら、今、携帯電話を持っていなくても、児童・生徒は、将来的に携帯電話を使用する可能性が高いからである。よって、携帯電話を所有することを想定しながら、携帯電話の使用について学校や各家庭で話し合っ

ていくことがより重要であり、きわめて現実的であるといえる⁽⁸⁾。

また、児童・生徒が適切に携帯電話を使用するための具体的な手だてとして、「フィルタリング」というものがある。これは、児童・生徒がインターネット上にあるアダルト系や出会い系などの有害サイトにアクセスすることを、一定の評価基準によって判別して防ぐ機能である。2009年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、携帯電話事業者は、18歳未満の児童・生徒が携帯電話を購入して、インターネットを利用する際は、保護者から不使用の申し出がない限り、フィルタリングを義務として提供することとなった。しかし、フィルタリングをかければすべての問題が解決できるわけではない。藤川によれば、フィルタリングによってかなりの程度の安全は確保できるものの、完璧ではなく課題もあるとしている⁽⁹⁾。

よって、このフィルタリングのみに頼るのではなく、児童・生徒を携帯電話の使用をめぐる犯罪やトラブルなどから守っていくためには、学校教育や各家庭による携帯電話の使用に関する十分な話し合いが重要となる。具体的には、学校教育で行われる情報モラル教育との連携を図った家庭教育における携帯電話使用のルールづくりが必要となる。

2. 学校教育との連携を図った家庭教育における携帯電話使用のルールづくりに関する授業設計

内閣府「調査報告書」の通り、小学生も携帯電話を所有し利用するという実態から、早い段階からの「情報モラル教育」が必要となる。今回は、特に小学校の5・6年生を対象に、学校教育で行う情報モラル教育との連携を図った家庭教育における携帯電話使用のルールづくりについて検討することにする。

ところで「情報モラル」とは、文部科学省によれば、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」⁽¹⁰⁾であるとし、その内容は

「個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている」⁽¹¹⁾としている。このことから、「情報モラル教育」とは、「児童・生徒に情報モラルを身に付けさせるための教育」であるにとらえることができる。

以下、本研究で実施する情報モラル教育について検討する。

(1) 学習指導要領に位置づけられた情報モラル教育

現行の小学校学習指導要領には、第1章総則の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2の(9)で、情報モラル教育に関して次のように明記されている。

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること⁽¹²⁾。

このように、各教科等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、それを適切に活用できるようにするための学習活動を充実させることが求められている。

この点に関して道徳では、具体的に『小学校学習指導要領解説 道徳編』の第5章第4節「5 情報モラルの問題に留意した指導」の「(2) 情報モラルへの配慮と道徳の時間」に、情報モラルに関する指導で配慮すべきことが次のように明記されている。

指導に際しては、情報モラルにかかわる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、

児童の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられる。創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。

具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせての会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした指導が考えられる。また、ネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として授業を進めることも考えられる。その際、その問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて児童が考えを深めることができるように働き掛けることが重要になる⁽¹³⁾。

ここでは、道徳の時間においては、情報モラルに関する指導を進める際に配慮すべきこととして、題材設定を工夫することが述べられている。本研究では、「携帯電話使用のルールづくり」を題材として設定することにした。

また、特別活動でも、『小学校学習指導要領解説 特別活動編』の第3章第1節「4 学級活動の内容の取扱い」の「(2) 必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる」に、『(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全』の「アからキまでで示した内容のほかにも、日常の道徳性の指導、(略)、情報モラルに関する指導などが考えられる」⁽¹⁴⁾と明記されている。よって、特別活動では、学級活動の内容の「(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全」において、「携帯電話使用のルールづくり」を題材とした情報モラルの指導が可能となる。

さらに、総合的な学習の時間でも、『小学校学習指導要領』の第5章「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(5)で示された学習活動の例示に、「国際理解、情報、環境、福祉・健康

などの横断的・総合的な課題についての学習活動」⁽¹⁵⁾がある。また、同様に「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(8)には、「情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること」⁽¹⁶⁾と明記されている。よって、総合的な学習の時間では、「携帯電話使用のルールづくり」についての探究的な学習を設定することで、情報モラルの指導が可能となる。

ところで、教師や保護者による「携帯電話使用に関するルールは、〇〇〇と〇〇〇と〇〇〇が重要であり、これらをしっかりと守りなさい」というような教師・保護者主導型の指導は、児童・生徒にとってはルールの意味や意義を理解しないままの、ただ言われた通りに従うだけのものとなり、やがてそのルールは形骸化する。ルールが自分自身のものとなり、児童・生徒の日常生活で生きて働くためには、児童・生徒がルールづくりの意味や意義について理解するとともに、実際のルールづくりに意欲的に参加し、つくったルールを主体的に活用することができるような学習過程が必要となる。

そこで、ルールづくりの意味や意義について理解し、意欲的にルールづくりに参加できるようにするためには、道徳の時間からのアプローチが、実際に、自分にとって必要となるルールの自己決定を図るためには、特別活動からのアプローチが、主体的に一連の学習活動に取り組むことができる学習過程にするためには、①課題の設定、②情報の収集、③整理・分析、④まとめ・表現というサイクルの探究的な学習を行う、総合的な学習の時間からのアプローチが、それぞれ必要となる。

以上より、「携帯電話使用のルールづくり」を題材とした情報モラル教育を実施する場合、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間の三者による関連的な指導を行うことが有効であると考え

(2) 具体的な授業設計

1) 学校で行う情報モラル教育の授業設計の視点

① 目標の設定

情報モラル教育を推進し、具体的に授業設計を行うとき、文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」で作成された「情報モラル指導モデルカリキュラム表」⁽¹⁷⁾が参考となる。その中で示されている「3. 安全への知恵」の大目標「d 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる」と、中目標「d 3-1 予測される危険の内容がわかり、避ける」、同じく「3. 安全への知恵」の大目標「f 安全や健康を害するような行動を抑制できる」と、中目標「f 3-1 健康を害するような行動を自制する」を参考にしながら、「携帯電話使用のルールづくり」に関する具体目標を次の4観点で設定した。

ア 携帯電話使用のルールづくりに関心をもち、意欲的にルールづくりに参加することができる。【関心・意欲・態度】

イ 携帯電話の使用をめぐるトラブルにはどんなものがあり、未然に防ぐためにはどのようにすればよいか考え、判断し、自分の考えたことを表現することができる。【思考・判断・表現】

ウ 実際に必要となる自分のための携帯電話使用のルールを保護者との話し合いを通して、つくることできる。【技能】

エ 携帯電話使用のルールづくりの意味や意義について理解することができる。【知識・理解】

以上の4つの目標の設定のもとに、授業を展開することとした。

② 学習内容と展開

本研究では、道徳の時間、特別活動(学級活動)、総合的な学習の時間の三者による関連的な指導で情報モラル教育を進める。

最初に、三者で扱う学習内容について述べる。道徳の時間では、「1 主として自分自身に関すること」の「(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心がける」

を扱い、携帯電話使用のルールづくりの意味と意義を理解させることにする。

特別活動では、学級活動の「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」の「心身ともに健康で安全な生活態度の育成」で、携帯電話使用のルールづくりの意味と意義を考えながら、実際にどんなルールをつくることが自分にとって望ましいことなのかを自己決定させることにする。なお、この学級活動の学習を発展させ、各自が自己決定したものを話し合いの材料としながら、各家庭での話し合いを通して、携帯電話使用のルールをつくることにする。

総合的な学習の時間では、携帯電話を使用することのメリットとデメリット、さらにデメリットとなるトラブルを防ぐための方法についてグループごとに追究させ、全体で調べて分かったこと・まとめたことを発表させたいと考えた。

次に、展開について述べる。まず、総合的な学習の時間で追究する「携帯電話のトラブルを防ぐための方法」の一つである「携帯電話使用のルールづくり」に着目させる。これをきっかけとして、次の道徳の時間の「携帯電話使用のルールづくりの意味と意義の理解」、学級活動の「実際にどんなルールをつくることが自分にとって望ましいことなのかについての自己決定」へと進み、最後に、各家庭で扱う「携帯電話使用のルールづくりの話し合い」へと進む流れで学習を展開することにした。

③ 保護者が学習する機会の設定

「携帯電話使用のルールづくり」を題材に、学校教育との連携を図った携帯電話使用のルールづくりについて、家族間で十分な話し合いを行わせたい。そのためには、児童だけでなく、保護者も携帯電話の使用によって起こるトラブルの防止や携帯電話の安全な使い方、そのための携帯電話使用のルールづくりについての十分な理解が重要となる。このことから、授業参観や学級懇談会で、保護者も携帯電話について学習する機会の設定が必要となる。なお、この授業参観や学級懇談会は、

保護者の負担をできるだけ軽減させるために、学校参観日に合わせて実施することにする。その他、「学級通信」で、授業の様子を適宜保護者に知らせていくことも重要である。

2) 開発した単元と使用教材及びワークシート

① 開発した単元

先の授業設計の3視点を踏まえて開発した単元(単元名「携帯電話使用のルールづくり」)を図1に示す。

② 使用教材及びワークシート

使用教材は、道徳の時間で使用するDVD「春野家ケータイ物語」⁽¹⁸⁾である。このDVDは、8話構成からなり、登場する「春野家」が携帯電話をめぐるいろいろなトラブルを家族の話し合いなどを通して解決していく姿が描かれている。ドラマ仕立てになっているため、児童にとっては、興味・関心をもって視聴できるのではないかと考えた。また、このDVDを視聴することを通して、家族で話し合うことの大切さについても学べるのではないかと考えた。本研究では、第2話「ケータイのルールを家族で話し合い」を視聴する。この視聴をきっかけに、携帯電話使用に関するルールづくりの意味と意義について考えさせることにした。

授業で活用するワークシートは、表1の通りである。ワークシートの項目「1、道徳の授業をもとに、自分自身の生活を振り返ろう」は、道徳の時間の授業での終末部で活用させ、さらに、次の学級活動の授業の導入部でも活用させることにした。ワークシートの項目「2、家族で話し合って決めた携帯電話使用のルールをまとめて整理しよう」は、各家庭での携帯電話使用のルールづくりの場面で活用させることにした。実際に、家族で話し合って決めた携帯電話使用のルールを整理してまとめることで、児童のルールに対する意識化を図ることを目的とした。

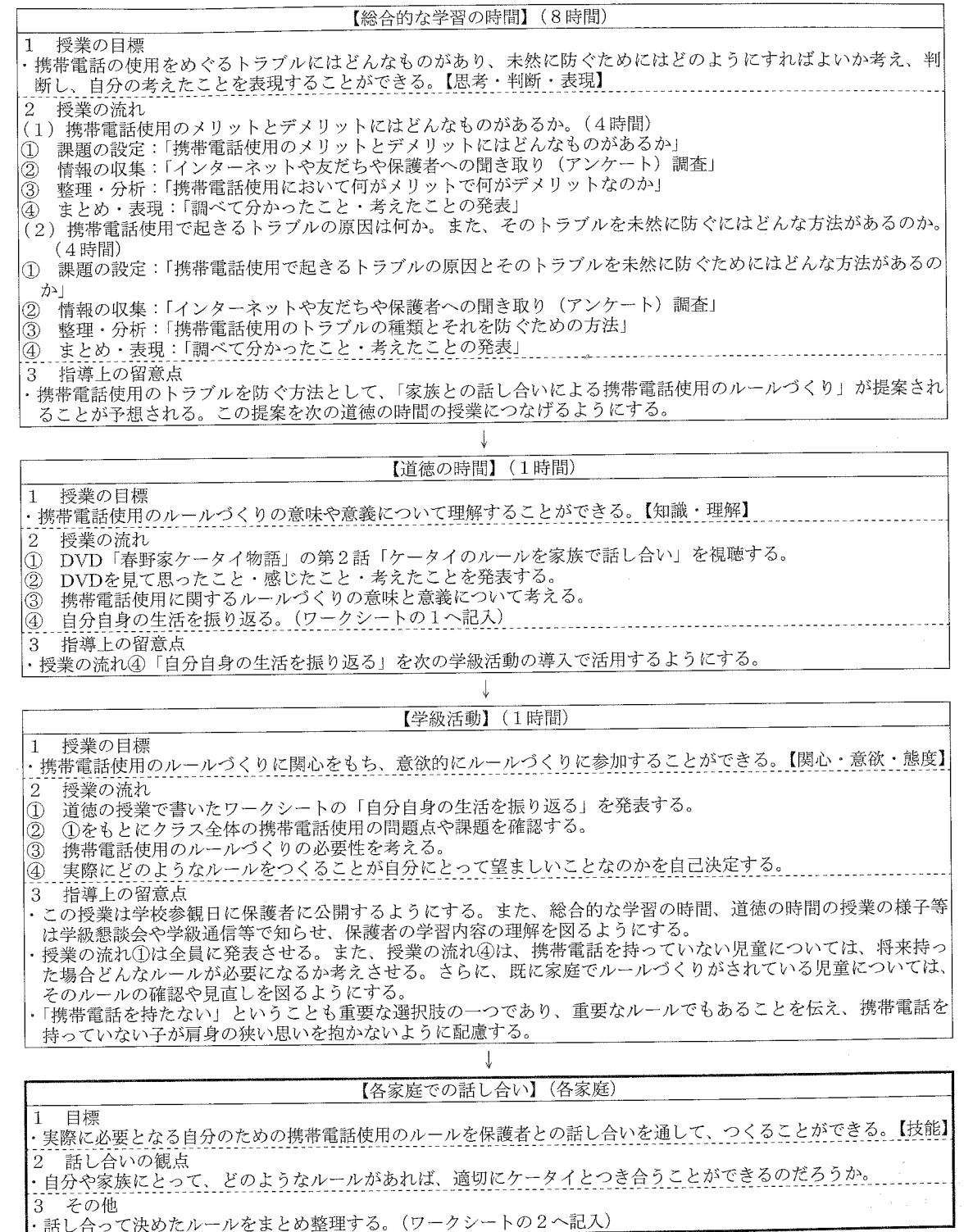


図1 開発した単元:「携帯電話使用のルールづくり」

表1 使用するワークシート

年 組 名前 ()
1、道徳の授業をもとに、自分自身の生活を振り返ろう。
2、家族で話し合って決めた携帯電話使用のルールをまとめて整理しよう。

3 成果と課題

本研究は、学校教育と家庭教育との連携を図った携帯電話使用のルールづくりに関するプログラムを、学級単位でも実践可能な授業設計レベルの単元開発において明確化したところに独自性があり、これが本研究の成果である。具体的には、道徳の時間と特別活動（学級活動）、総合的な学習の時間による三者の関連を図った単元を開発した。単元の指導時数は、道徳の時間と特別活動でそれぞれ1時間、総合的な学習の時間で8時間とし、計10時間扱いとした。また、特別活動（学級活動）の授業を保護者への公開授業として位置付け、この授業を受けて各家庭での携帯電話使用のルールづくりの話し合いを設定することとした。

このように開発した単元は、短期間で授業実践ができ、さらに保護者の負担も比較的少なく、どの学校の学級でも実践可能なものであるということが出来る。

課題もある。本研究は、情報モラル教育において題材を「携帯電話使用のルールづくり」に限定し、対象も小学校の5・6年生と限定している。今後の課題は、開発した単元で実際に授業を行い、その有用性と課題について分析することと、文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム表」をもとに、さらに他の学年や他の学校種を対象とした単元を開発し授業実践を通して、それらの有用性と課題を明らかにしていくことである。

おわりに

以上、本研究では、学校教育で行う情報モラル教育を家庭教育にも発展させ、学校教育との連携を図った家庭教育における携帯電話使用のルールづくりについて検討した。具体的には、家庭教育における携帯電話使用のルールづくりのための授業設計について検討した。検討した授業設計では、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間の三者による関連的な指導で情報モラル教育を行い、これを発展させたものを家庭で行うこととした。

本研究の成果は、携帯電話使用のルールづくりにおいて、学校教育と家庭教育との連携を明確化した単元を開発したことである。今後の課題は、この開発した単元で実際に授業を行い、その有用性と課題を分析することと、文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム表」をもとに、さらにいろいろな単元を開発し授業実践を通して、それらの有用性と課題を明らかにしながら、蓄積していくことである。このことは、情報モラル教育を充実させていく上でも重要となる。

注

- (1) 内閣府「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」2013年3月、<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html>、2013年8月22日検索。
- (2) 山本朋弘・清水康敬「情報モラル指導における家庭と小学校の連携促進に関する検討」『日本教育工学会論文誌』32(2)、日本教育工学会、2008年、pp.181-188、山本朋弘・清水康敬「情報モラル指導での学校と家庭の連携プログラムに関する検討」『日本教育工学会研究報告集』06(6)、日本教育工学会、2006年、pp.1-6。
- (3) 前掲書(1)。
- (4) 藤川大祐『ケータイ世界の子どもたち』講談社現代新書、2008年、pp.15-92。
- (5) 藤川大祐『本当に怖い「ケータイ依存」から我が子を救う「親と子のルール」』主婦の友社、2009年、pp.22-42。
- (6) 厚生労働省「ネット依存、中高生51万人『病的』、睡眠障害の恐れ 1日5時間以上使用も 厚労省研究班が推計」(2013年8月2日)、<http://ip-j.org/archives/1069>、2013年8月23日検索。
- (7) 同上書(6)。
- (8) 前掲書(5)、pp.5-10を参考。
- (9) 前掲書(5)、pp.108-114。藤川によれば、フィルタリングの課題として次の3点を指摘している。すなわち、①問題がなさそうに見えるサイトにもアクセスできなくなること。②新しくできたサイトを完璧にブロックできるという保障がないこと。③アクセス可能なサイトでも完全に安全とはいえないこと、の3点である。
- (10) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』東洋館出版社、2008年、p.97。
- (11) 同上書(10)、p.97。
- (12) 文部科学省『小学校学習指導要領』2008年

3月、p.16。

- (13) 前掲書(10)、p.98。
- (14) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社、2008年、pp.58-59。
- (15) 前掲書(12)、p.110。
- (16) 前掲書(12)、p.111。
- (17) 文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm、2013年9月19日検索。
- (18) メディア教育開発センター・NTTドコモ「春野家ケータイ物語」2009年。このDVDの内容は、小学校低学年から高等学校までを対象とし、文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム表」とも対応している。

『家庭教育研究』 寄稿規定

1. 寄稿者は、本学会の会員とする。ただし、本学会が特に必要と認めた場合には、会員以外にも寄稿を依頼することができる。
2. 寄稿内容は、家庭教育を対象とした研究領域に関わるものとし、他学会誌、研究誌等に未発表のものとする。
3. 寄稿論文は、依頼論文と投稿論文に分けられ、掲載の採否は学会誌編集委員会で行う。
4. 依頼論文とは、本学会の依頼により作成された論文を指す。
5. 投稿論文とは、本学会の会員によって作成された論文であり、その内容から原著論文、研究ノート、実践報告に分けられる。この場合の区分は学会誌編集委員会が行う。
6. 投稿論文については、各号に投稿できる論文は一人一篇に限る。また、同一著者の2年連続掲載は、これを認めない。
7. 論文は一篇につきA 4版20枚以内(32字×25行)で横書きとし、図表及び写真もその分量の中に含む。写真や特殊な図柄等を挿入する場合は学会誌編集委員会の承諾を経るものとし、それに掛かる費用のすべてを寄稿者は負担しなければならない。ただし、依頼論文はその限りではない。
8. 図表及び写真は、一枚ずつ台紙に貼り、必ず番号とタイトルを記入して本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書きで明記する。これによって提出されたものを正原稿とする。
9. 正原稿の他に、図表や写真を関連する本文の中にいれた原稿を提出しなければならない。これを副原稿とする。
10. 引用文献、参考資料は、原則として本文の最後に一括し、雑誌の場合には、著者名・題目・雑誌名・巻号・西暦年号・頁の順に、単行本の場合には、著者名・書名・発行所・西暦年号・頁の順に記載する。
11. 寄稿論文には、欧文による題目、著者名を添付する。また、投稿論文のうち、原著論文、研究ノートに該当する論文は、欧文抄録(200語程度)ならびに欧文抄録の和訳を添付する。なお、本文が日本語以外の原稿の場合は、邦文による同様な様式を整えて添付する。
12. 寄稿論文は原則としてMS・Wordで作成し、プリントアウトした原稿3部(正原稿1、副原稿2)及び電子ファイルを提出する。なお、本誌に投稿した原稿は返却しない。
13. 掲載論文の別刷りを希望する場合は、必要部数と送付先を正原稿の表題ページに朱書きで明記する。但し、論文一篇につき30部までの費用は学会が負担する。
14. 本誌への寄稿は、学会誌編集委員会宛に行うものとする。原稿の送付先住所等については、学会誌編集委員会が指定し、会報に掲載する。

付則

1. この規定は、平成8年3月2日から適用する。
2. この規定は、平成17年4月1日から適用する。
3. この規定は、平成20年4月1日から適用する。
4. この規定は、平成24年4月1日から適用する。

平成26年度「日本家庭教育学会高橋賞」の公募について

平成26年度「日本家庭教育学会高橋賞」を下記の通り公募いたしますので、該当者を推薦される方（自薦でも他薦でも結構です）はお申し出ください。「日本家庭教育学会高橋賞応募用紙」をお送りいたします。

記

1. 応募期間 平成26年4月1日～5月20日
2. 応募方法 所定の応募用紙にて応募する（応募用紙は事務局にあります）
3. 応募資格 「日本家庭教育学会高橋賞」規定第6条による。（第6条は次の通り）
（第6条 応募資格を次のように定める。
（1） 本学会の学会員であることを原則とする。
（2） 常任理事会がとくに認めた場合には、学会員以外でも応募を認める場合がある。）
4. 学会賞の目的 「日本家庭教育学会高橋賞」規定第2条による。（第2条は次の通り）
（第2条 本賞は、家庭教育に関する理論的・実践的研究において顕著な成果を上げ、家庭教育に寄与・貢献した団体または個人を顕彰することを目的とする。）

本賞の運営等はすべて「日本家庭教育学会高橋賞」規定によりますので、詳しくは同規定を参照してください。

なお、お問い合わせ等は下記の本学会事務局までご連絡ください。

（日本家庭教育学会事務局）

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-1-11瀬川ビル2F
TEL&FAX：03-3264-7430 メール：jimu@hesoj.com

学会誌編集委員会

石 井 雅 之（委員長）	平 良 直
小 川 健 次	田 島 道 子
菊 本 智 之	浜 田 経 雄
佐 藤 貢 悦	蛭 田 道 春

家庭教育研究 第19号

平成26年3月25日 印刷

平成26年3月31日 発行

発行者 足 立 勲
発行所 日本家庭教育学会
〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-1-11
瀬川ビル2F
TEL 03-3264-7430

印刷所 コスモプリント株式会社
〒361-0077 埼玉県行田市忍2-9-15
TEL 048-554-7111
FAX 048-554-7628